

令和8年度

専攻科学生便覧

奈良工業高等専門学校

目 次

1. 専攻科の概要	
(1) 専攻科の制度と特色	1
(2) 専攻科の沿革	1
(3) 職員現員	1
(4) 配置図	2
2. 専攻科の教育方針と教育課程	
(1) 教育方針	3
(2) ポリシー	3
(3) 教育課程	5
(4) 大阪大学工学部及び基礎工学部との教育研究交流協定	5
3. 履修に関すること	
(1) 科目の単位と時間数	6
(2) 講義時間割	6
(3) 履修申請	6
(4) 試験と単位の認定	6
(5) 専攻科修了のための単位修得	7
(6) 学士（工学）号の取得	7
(7) 特別なプログラムについて	7
4. 学籍に関すること	
(1) 休学及び復学	8
(2) 退学	8
(3) 住所・氏名の変更	8
5. 就職と進学に関すること	
(1) 就職	8
(2) 大学院進学	8
大学院（博士前期課程）入学試験に関する取り扱い要項	9
別表 就職・進学状況	10
6. 学生生活	
(1) 専攻科年間行事	12
(2) 保健衛生	12
① 保健室	12
② 健康診断	12
③ 健康相談	12
④ 災害共済給付制度	12
(3) 学生支援センター	13
(4) 生活上の注意事項	13
① 教室及び共同施設の利用にあたって	13
② 学生への連絡	13
(5) 警報発表時の措置について	13
(6) 交通機関ストライキの際の授業実施	14
(7) 通学時の交通安全	15
(8) 自動車等の通学	15
(9) 事故の届出	15
7. 経済援助に関すること	
(1) 高専機構の入学料・授業料の免除等	16
(2) 高等教育の修学支援新制度による入学料・授業料の減免・家計急変	16
(3) 日本学生支援機構貸与奨学金	17
(4) その他の奨学制度	17

8 . 課外活動に関すること		
(1) 専攻科学生の課外活動	17
(2) 施設利用及び掲示の手続きについて	17
9 . 防災に関すること		
防災規程(抄)	18
火災予防心得	18
火災発生時の措置(抄)	18
防災団内規(抄)	18
防災団編成組織図	18
10 . 手続きに関すること		
(1) 届出について	19
(2) 願出について	19
(3) 証明書の申請について	19
(4) 証明書自動発行機について	20
(5) 学校学生生徒旅客運賃割引証・通学定期乗車券購入用身分証明書の交付	20
11 . 教育支援に関すること		
(1) 図書館	21
① 開館時間	21
② 図書の貸出	21
③ オーディオ・ビジュアル機器の利用	21
④ パソコンによる蔵書検索 (OPAC)	21
⑤ 高度な情報提供サービス	21
文献複写サービス		
学内から利用できるデータベース		
(2) 起業家工房 (ものづくり実験実習棟Hub×Fabおよび図書館棟FABスペース)	22
① 利用可能機器	22
② 開放時間	22
③ 利用方法	22
(3) 情報処理演習室	22
① 演習室2, 演習室3(仮称)の設備について	22
② 演習室の利用について	22
③ 演習室の自由開放について	23
④ 演習室を利用するときの注意事項	23
⑤ ネットワーク利用上の注意	23
⑥ 情報倫理ガイドライン	23
(3) 無線LAN	24
① 無線LANの利用について	24
② 無線LANアクセスポイントについて	24
③ 無線LANを利用するときの注意	24
12 . 諸規則等		
奈良工業高等専門学校学則	25
奈良工業高等専門学校専攻科履修規程	37
奈良工業高等専門学校専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修規程	39
奈良工業高等専門学校専攻科の他大学等における修得単位認定に関する規程	44
奈良工業高等専門学校専攻科学外実習実施要項	47
奈良工業高等専門学校学生の国際学会発表奨励金取扱要項	51
専攻科学生の学会発表援助費の支給について	53
奈良工業高等専門学校と奈良先端科学技術大学院大学との 連携教育プログラムに係る研究マッチング援助費の支給について	54
令和8年度年間行事予定表	55
学生支援センター	57

1. 専攻科の概要

(1) 専攻科の制度と特色

高等専門学校(高専)では、中学卒業時の若年から実験、実習を重視した技術教育を行っています。また、一般教育科目と専門科目を効率的に編成したカリキュラムによって、大学工学部卒業生と同程度の実力をもった技術者を世に送り出し、高い評価を得てきております。一方、社会では最近の科学技術の進歩に対応して、より高い研究開発能力をもった技術者がますます必要とされています。

そこで、高専教育の発展という観点から、大学工学部卒業生とは異なった素養をもつ創造的な技術開発能力を有する技術者を養成するとともに、すでに産業界で活躍している中堅・若手技術者に対して、より高度の専門教育を施すために、平成4年4月1日奈良高専と新居浜高専に専攻科が設置されました。

この高専の専攻科は、高専本科卒業後の2年間の専門課程で、高専本科での教育をベースにして、「精深な程度において工学の高度な専門知識と技術を教授し、その研究を指導する」ことを目的としています。また、高専の専攻科は大学改革支援・学位授与機構の認定を受けております。専攻科修了者は一定の要件を満たせばこの大学改革支援・学位授与機構に申請して学士(工学)の学位を取得でき、同時に大学院への入学資格を得ることができます。

さらに、本校専攻科において実施してきた「システム創成工学」教育プログラムについて、国際的に活躍できる創造性豊かな技術者を養成する高等教育機関であるとして、平成17年度に日本技術者教育認定機構(JABEE)による認定を受けました。平成29年度からはシステム創成工学専攻のみがJABEE認定専攻となり、その後、認定維持のために行ってきた教育改善活動も軌道に乗り、継続的な教育改善が自律的に行えるようになったため、令和3年度をもって認定は廃止することとなりました。

平成29年度、従来の3専攻から、専攻科の更なる高度化をめざし「機械制御システムコース」、「電気電子システムコース」、「情報システムコース」の3コースからなる「システム創成工学専攻」と「物質創成工学専攻」の2専攻に改組しました。この高度化改組は、①高度研究開発人材の養成、②地域創生人材養成、③グローバル人材の養成の3つを柱にしています。また、グローバルに活躍できる人材を養成するために、「グローバル工学協働教育プログラム・アドバンストコース」を、リーダーシップ力の向上のために「しなやかエンジニア教育プログラム・アドバンストコース」を開設しています。

さらに、大学等との連携教育プログラムも開設しており、豊橋技術科学大学とは、専攻科の修了と大学の学位が同時に得られるプログラムを開設しているほか、奈良先端科学技術大学院大学とは、博士前期課程を1年で短期修了することを目指すプログラムを令和7年度より実施しています。

(2) 専攻科の沿革

- 平成4年4月1日 専攻科を設置。(機械制御工学専攻, 電子情報工学専攻, 化学工学専攻)
- 平成4年4月1日 学校週5日制を実施。
- 平成4年4月20日 第1回専攻科入学式を挙げる。
- 平成6年1月21日 電子制御工学科・専攻科棟竣工。
- 平成6年3月18日 第1回専攻科修了式を挙げる。
- 平成6年3月31日 専攻科南棟改修竣工。
- 平成18年5月8日 専攻科の教育プログラムが「工学(融合複合・新領域)関連分野」「システム創成工学」としてJABEE認定を受ける。
- 平成18年8月26日 第1回JABEE修了認定式を挙げる
- 平成29年4月1日 専攻科を改組。(システム創成工学専攻, 物質創成工学専攻)
- 令和5年4月1日 東京工業大学生命理工学院教授近藤科江が校長に就任。
- 令和7年4月3日 第34回専攻科入学式を挙げる。
- 令和8年3月19日 第33回専攻科修了式

(3) 職員現員

令和8年1月1日現在

教 育 職 員						事務職員	合計
校長	教授	准教授	講師	助教	小計		
1	27 [2]	29 [1]	2	11	70	44	114

[]は特任教授等再雇用教員で内数

2. 専攻科の教育方針と教育課程

(1) 教育方針

平成4年に初めて設置された専攻科では、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」高専制度の基本を変えずに、「高専教育のアイデンティティを保持しながら、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導する」ことを目指しています。本校の専攻科も設置目的は他高専と同じではありませんが、その教育方針などには以下のような独自の特色を掲げています。

(2) ポリシー

■アドミッション・ポリシー

[各専攻共通]

- (1) 豊かな人間性を有する技術者になりたい人
(求める要素：人間性)
- (2) 自らの専門分野を生かし、さらに応用する力を育みたい人
(求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力)
- (3) 技術を通して国際社会や地域に貢献したい人
(求める要素：主体性・協働性・多様性)

[システム創成工学専攻]

- (4) 創造性を高め、新しいシステムをつくり出したい人
(求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力)

[物質創成工学専攻]

- (4) 環境、エネルギー、バイオ、新材料およびこれらを融合したプロセスに関してその課題発見と解決に貢献したい人
(求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力)

[連携教育プログラム]

- (5) 分野横断的俯瞰力を備え、地域社会に貢献したい人
(求める要素：知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性)

■カリキュラム・ポリシー

[各専攻共通]

- (1) 工学の基礎としての、数学及び自然科学に関する知識とそれらに応用する科目を配置します。
- (2) 各専攻の専門分野において必要とされる専門的知識と基礎技術およびそれらに応用し新しい技術に対応できる能力を身につける科目を配置します。
- (3) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力を身につける科目を配置します。
- (4) 自主的、継続的に学習する能力を身につける科目を配置します。
- (5) 地域と世界に対する理解を深め、地域創生や人類の発展に貢献する意欲および技術者としての倫理観を涵養する科目を配置します。

[システム創成工学専攻]

- (6) 新規システムを開発する際に要求される、専門分野が異なるチームで仕事をし、与えられた制約の下で計画的に仕事を進める能力や、種々の技術を組み合わせても技術的な問題を解決する力を身につける科目を配置します。

[物質創成工学専攻]

- (6) 環境に優しい新材料やエネルギーシステム、あるいはバイオテクノロジーなど、地球環境と調和した社会の持続的発展を実現するために必要な新しい科学技術を創出する力と化学研究者・技術者としての確かなリテラシーおよび国際競争力を身につける科目を配置します。

[連携教育プログラム]

- (6) 幅広い分野横断的俯瞰力を身につけるため、専門分野の枠を超えた科目履修および大学との共同開設科目を配置します。

【教育課程の実施方針】

- (i) ディプロマ・ポリシーに定めた能力の育成をカリキュラム・ポリシーの中で実現させるよう、シラバスを作成し、カリキュラム・ポリシーの各項目に対して
 - (1) には講義と演習
 - (2) には講義と実験実習
 - (3) には講義やグループ演習
 - (4) には講義、少人数教育やアクティブラーニング

- (5) には講義, PBLやCOOP教育
 (6) には [システム創成工学専攻] 講義, 少人数教育やアクティブラーニング
 [物質創成工学専攻] 講義, 少人数教育やアクティブラーニング
 [連携教育プログラム] 講義や大学との共同教育

を実施します。

- (ii) 学生の主体的学習を促進するため, 授業外における様々な取り組みを推奨します。
 (iii) 学修成果の評価は, それぞれの開講科目のシラバスに示された授業の到達目標に対する達成度について, 成績評価の割合(定期試験, レポート, 授業での発表等)に従い, 成績評価基準に基づいて公正かつ厳格に行います。

【成績評価基準】

成績評価の割合(定期試験, レポート, 授業での発表等)を総合して100点法により評価し, 評点が60点以上で単位認定となります。なお, 評定は次の区分により行います。ただし, 特別研究, 工学基礎研究, 地域創生工学研究, インターンシップ及び海外インターンシップは, S・A・B・C・Fで評定します。

評点	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0
評語	S	A	B	C	F
	合格				不合格
Grade Point (GP)	4	3	2	1	0

■ディプロマ・ポリシー

専攻科の学習・教育目標を達成するために編成された教育課程が定める授業科目を履修し, 所定の単位数を修得し, 専攻科を修了したものは, 以下の能力・知識・態度が身につけているものとする。

【各専攻共通】

(A) 幅広い視野と教養

人と社会そして地球環境に関する幅広い知識と教養を備え, その知識を分野横断的・地球的視野から捉えることができる。

(B) 技術者, 科学者としての高度な倫理観

科学技術が人間や社会, 地球環境に与える影響の大きさを理解し, 技術者・科学者として高度な倫理観を備えている。

(C) 工学の基礎

数学(微分積分, 線形代数, 確率統計, 数値解析)と物理の知識や思考力を身につけ, それを工学的な諸問題の解決に適用することができる。

(D) 研究成果の発信力

技術者に必要な論理的な能力を身につけ, それを使って技術論文を書くことや, 研究成果を発表することができる。

(E) 技術者に必要な英語力

- ・英語で書かれた文献を読解し, 情報収集できる。
- ・英語を用いて技術報告書を書く基礎能力を有する。
- ・英語を用いて口頭による発表および討論が行える基礎能力を有する。

【システム創成工学専攻】

(F) 専門分野の知識

機械工学, 電気工学, 電子制御工学, 情報工学のいずれかの専門分野に精通し, その分野の技術動向を把握することができる。

(G) システムの設計力

- ・システムを構築するための基盤となる技術(設計・計測・制御など)の基礎を身につけ, それらを活用してシステム設計ができる。
- ・専門分野の知識を活用して, 実験を計画・遂行できるとともに, 得られたデータを正確に解析し, 考察することができる。

(H) 問題解決能力

- ・システムの安全性, 品質保証, 環境負荷, 経済性など実務上の問題を理解することができる。
- ・与えられた課題について, 解決するためのデザイン能力を身につけることができる。
- ・チームワークにより, 定められた条件のもとで, 課題を完成させることができる。
- ・自主的・継続的に問題解決に向けて学習することができる。

【物質創成工学専攻】

(F) 専門分野の知識

- ・環境, エネルギー, バイオ, 新材料およびこれらを融合したプロセスに関する専門分野に精通し, その分野の技術

- ・研究動向を把握することができる。

(G) 物質・材料の創出力

- ・専門知識を基軸とした幅広い視野から問題解決へ取り組める能力を身に付けている。
- ・人類社会の持続的発展を実現するために、基礎研究により培った技術・研究を応用し、新しい科学技術を創出することができる。

(H) 優れた技術・研究能力

- ・専門知識を生かして地球環境と調和した豊かな社会の構築に貢献し得る優れた技術・研究能力を身に付けている。
- ・多様化する国際社会で主体的に活躍できる技術・研究能力を身に付けている。

[連携教育プログラム]

(I) 分野横断的な対応能力

- ・システム創成工学専攻、物質創成工学専攻の (F) , (G) , (H) に加え、多様化する技術分野に対する幅広い専門知識と俯瞰的視野を備え、分野横断的な技術開発へ対応する能力を身に付けている。

(3) 教育課程

教育課程は単位制を基本とし、各科目の講義は原則として学期毎に完結するため、2年間の教育期間は15週間を単位とする4学期に分割されています。この教育課程表はp. 25以降の学則を参照してください。

(4) 大阪大学工学部及び基礎工学部との教育研究交流協定

本校は大阪大学工学部及び基礎工学部と教育研究交流に関する協定を締結しています。その一環として、5年次の学生と専攻科の学生は特別聴講学生として大阪大学工学部の授業科目を履修することができます。概要は以下のとおりとなりますので、参考にしてください。

(以下、「大阪大学工学部と奈良工業高等専門学校との間における相互履修に関する実施要領」より抜粋)

大阪大学工学部と奈良工業高等専門学校は、それぞれの所属学生が相互に履修することを認めるため、次のとおり実施するものとする。

- 1 受入れ学生の身分は、特別聴講学生とする。
- 2 特別聴講学生として入学できる者は、奈良工業高等専門学校にあっては5年次の学科学生及び専攻科学生とする。
- 3 履修できる授業科目の単位数は、奈良工業高等専門学校の学生にあっては1学期10単位を上限とする。
- 4 履修を希望する学生は、指導教員等の承認を得たうえ、特別聴講学生願書、成績証明書及び健康診断書を所定の期日までに高等専門学校に提出しなければならない。
- 5～7 (略)
- 8 大学において取得した単位は、高等専門学校の定めるところにより、高等専門学校の単位として認めることができる。
- 9 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は、相互に不徴収とする。

※基礎工学部とは相互履修に関する覚書を締結していません。

3. 履修に関すること

専攻科は、一般の大学と同じように単位制を基本としています。修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできません。専攻科を修了するためには、**62単位以上修得**する必要があります。そのうち、**教養・専門基礎科目は合計20単位以上、専門科目は合計で42単位以上修得**する必要があります。

令和8年度入学生においては、219単位の科目を開設しており、このうち必修科目については必ず履修して単位を修得しなければならず、必修選択・選択科目については開講されている科目の中から選択して履修し、単位を修得することになります。したがって、専攻科学生諸君は修了するまでに、どの科目を修得すればよいかを選択しなければなりません。

なお、履修計画は専攻科の修了要件を満たすのみでなく、大学改革支援・学位授与機構による学位取得のための要件を満たさなければなりません。必修科目の履修漏れ等により、修得単位に不足が生じた場合、専攻科の修了および学位取得ができなくなります。各自の責任において、履修計画の十分な確認を行ってください。

(1) 科目の単位と時間数

専攻科のカリキュラムは、教養科目、専門基礎科目および専門科目から成っています。各授業科目の履修は単位制により実施しており、講義、演習のいずれかまたは併用により行われます。

1単位の履修時間は、教室内および教室外をあわせて45時間とし、次の基準により計算しています。

講義科目	教室内1時間の講義に対して教室外2時間の自習時間とし、15時間の講義で1単位
演習科目	教室内2時間の演習に対して教室外1時間の自習時間とし、30時間の演習で1単位

このように単位時間が科目によって異なるので注意が必要です。1単位時間は45分で行っています。

演習科目は「工学基礎研究」、「地域創生工学研究」、「特別研究」、「システムデザイン演習」（システム創成工学専攻のみ）で、他の科目は講義科目です。

(2) 講義時間割

専攻科の校時および開講科目の時間割は学期の始めに公開します。時間割を参考にして、必修科目および選択科目の両方について履修申請を行ってください。

◀専攻科講義時刻表▶

時 限	通常校時	特別校時（全校集会用）
第1時限	9:00～10:30	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10	10:40～12:10
全校集会	-	12:15～12:30
昼 休 み	12:10～13:00	12:30～13:30
第3時限	13:00～14:30	13:30～15:00
第4時限	14:40～16:10	15:10～16:40

(3) 履修申請

各学期の所定の期限までに、各自の履修計画に基づき、各専攻・コースの指導を受けたうえで、履修しようとする科目を指定された電子ファイルに入力のうえ提出してください。申請がない場合、科目の履修はできません。

また、他専攻・他学年科目の履修や再履修には別途書類の提出が必要です。事前に科目担当教員の許可を得たうえで、所定の書類を学生課へ提出してください。

(4) 試験と単位の認定

試験は原則として学期末の授業時間に行われ、日時等の詳細は担当教員から指示があります。試験中に不正行為を行った者は、その学期の定期試験の全科目を不合格とします。

成績は試験の成績及び平常点（レポート、授業での発表等）を総合して100点法により評価し、評点が60点以上で単位認定となります。（成績評価基準はp.4参照）

このほか、他大学等で修得した単位については、30単位を限度として、専攻科で履修した単位とみなして認定される場合があります。他大学で単位修得する方法としては、放送大学に入学して受講する方法と、大学の科目等履修生（大阪大学工学部との教育研究交流協定特別聴講生も含む）として入学する方法があります。ただし、これらの単位は、大学改革支援・学位授与機構への学位授与申請時には加算できません。

(5) 専攻科修了のための単位修得

専攻科を修了するためには、62単位以上修得しなければなりません。この修得単位のうち、(4)に記載したとおり、他大学等で修得した単位のうち30単位を限度に、本校専攻科での修得単位と認定されれば、その単位数を本校専攻科の修得単位に加算することができます。また、他専攻・コースの授業科目についても履修することができます。そのうち4単位まで修了要件に含むことができます。すなわち、この加算後の修得単位数が、62単位以上あれば専攻科を修了することができます。（詳細は「奈良工業高等専門学校専攻科履修規程」参照）

(6) 学士(工学)号の取得

本校専攻科は大学改革支援・学位授与機構（※）より「学士の学位の授与に係る特例の適用認定」を受けているため、平成26年度入学以降の専攻科生は、大学改革支援・学位授与機構に申請をすることにより学士（工学）の学位が授与されます。この制度の場合、学位申請時に、科目の修得状況や「学修総まとめ科目」にあたる特別研究の「履修計画書」の提出と、「成果の要旨」の提出が課されます。

なお、先端融合テクノロジー連携教育プログラムの履修者は、豊橋技術科学大学より学位を授与される為、大学改革支援・学位授与機構からの学位の授与はありません。

(※) 大学改革支援・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に基づき設立されました。平成3年7月に学位授与機構として設置され、平成12年の大学評価・学位授与機構への改組、平成16年の独立行政法人化、平成28年の大学改革支援・学位授与機構に再度改組を経て現在に至っています。大学改革支援・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことを業務としています。

(7) 特別なプログラムについて

専攻科では以下のようなプログラムを開講しており、それぞれ所定の科目の単位を修得することで、専攻科修了時にプログラムの修了認定を受けることができます。

なお、履修生の選抜等はいりませんので、各自プログラム修了に必要な科目を修得してください。

・グローバル工学協働教育プログラム（アドバンスプログラム）

授業科目は以下のとおりです。（※1）の2科目及び（※2）のいずれかを履修し、合計6単位の修得が必要です。

科目名	単位数	学年	備考
アドバンスト・グローバルコミュニケーション	2	1	教養・選択必修科目（※1）
アドバンスト・グローバルエンジニアスキル	2		専門基礎・選択科目（※1）
アドバンスト・グローバルチャレンジ	2		専門基礎・選択科目（※2）
海外インターンシップ	2	1～2	専門基礎・選択科目（※2）

(※1) プログラム修了のためには必修

(※2) プログラム修了のためにはいずれかを修得すること

・しなやかエンジニア教育プログラム（アドバンスプログラム）

授業科目は以下のとおりです。全ての科目を履修し、合計6単位の修得が必要です。

科目名	単位数	学年	備考
エンジニアと経営	2	1	専門基礎・選択科目（※3）
リーダーシップと意思決定	2		教養・選択必修科目（※3）
ビジネスデザイン	2	2	教養・選択必修科目（※3）

(※3) プログラム修了のためには必修

4. 学籍に関すること

(1) 休学及び復学

学生は疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができます。なお、休学期間については、1年以内とし、特別な事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長ができます。休学した学生は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができます。

休学、復学に際しては所定の様式による休学願、復学願を教務・入試係に提出し、許可を受けなければなりません。

(2) 退学

学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができます。

退学する場合には、所定の様式による退学願を教務・入試係に提出し、許可を受けなければなりません。また、教育上必要のあるときは、懲戒処分として退学させることがあります。

(3) 住所・氏名等の変更

住所を変更した場合は所定の住所変更届を教務・入試係に提出しなければなりません。

また、改氏名その他一身上の異動があった場合も身上異動願を教務・入試係に提出しなければなりません。

5. 就職と進学に関すること

専攻科学生の就職・進学に関する相談や進路指導は、学生の指導教員が所属する各学科の主任と進路対策委員の教員があたり、その事務は学生課（就職：学生係、進学：教務・入試係）が担当します。

(1) 就職

職業安定法に基づいて、専攻科の修了予定者に対し就職の紹介をしています。

企業から学校に届いた求人については、その都度、学生の指導教員が所属する各学科の就職担当教員が情報を取りまとめています。また、キャリアデザイン資料室及び学内進路支援サイトにて求人資料を閲覧することができます。閲覧する際は、書庫の鍵を学生課で借りてください。手続きなどについては、指導教員、各学科の就職担当教員あるいは学生係に相談してください。

なお、就職を希望する学生は、あらかじめ写真貼付の履歴書を準備しておき、「就職試験受験願」を、指導教員を通じて学生係に提出しなければなりません。また、受験後には「専攻科就職・大学院受験報告書」を教務・入試係に提出してください。

(2) 大学院進学

専攻科は、大学学部と修学年数が同じで教育水準もそれに劣らないので、専攻科を修了し、学位を取得した後に、大学学部卒業と同等の処遇で実社会に出ても活躍できるのですが、学位を取得すれば、さらに大学院にも進学することができます。

学校に届いた大学院募集要項はキャリアデザイン資料室で閲覧することができます。閲覧する際は、書庫の鍵を学生課で借りてください。

大学院進学を希望する学生は、「大学院受験願」を、指導教員を通じて教務・入試係に提出しなければなりません。また、受験後には「専攻科就職・大学院受験報告書」を教務・入試係に提出してください。

また、p.9に大学院入試に関する取扱要項を掲載しており、被推薦者となるための基準等を明記しています。志望する大学院が推薦基準を設けている場合は、それに従い、推薦する者を決定します。また、大学院が本科4、5年の成績を推薦基準に含める場合は、高専専攻科入学・大学編入学試験に関する取扱要項を準用します。

(参考) p.10 専攻科就職・進学状況一覧

大学院（博士前期課程）入学試験に関する取扱い要項

平成 26 年 11 月 12 日 制定

令和 6 年 12 月 12 日 改正

1. 推薦選抜による受験

ここでの推薦選抜とは、出願時に本校の推薦書を必要とする場合をいう。

(1) 推薦基準

被推薦者は次の推薦基準を満たす者を以て充てる。なお、志望する大学院が推薦基準を設けている場合は、それに従い、推薦する者を決定する。また、大学院が本科 4、5 年の成績を推薦基準に含める場合は、高専専攻科入学・大学編入学試験に関する取扱い要項を準用する。

- (基準 1) 専攻科 1 年次の GPA が 3.0 以上であること。
- (基準 2) 専攻科 1 年次の修得単位数が、30 単位以上であること。
- (基準 3) 研究意欲旺盛で、指導教員が推薦する者であること。
- (基準 4) 専攻科において訓告以上の処分を受けていない者。ただし、推薦を受けた後に訓告以上の処分を受けた場合は推薦を取り消すことがある。

ただし、上記基準を満たさない学生であっても、特段の理由で校長が認めた場合には推薦することがある。また、先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修学生は、1 年次の修得単位数に、連携大学開設科目の内、本校専攻科必修科目の単位を含めることができるものとする。

被推薦者の調整

学生が推薦による大学院受験を申し出た場合は、上記基準を満たす被推薦者の一覧表(総合成績の算出方式・算出結果資料を添付)を作成し、進路対策協議会に提出する。

進路対策協議会はその資料に基づいて協議し、必要である場合は、全校的視野から被推薦者の調整を図る。

(2) 推薦大学院の決定

推薦大学院は、学生の希望、適性、および受け入れ大学院の推薦基準等を考慮して各専攻が指導し、校長が決定する。

(3) 入学の確約

推薦入学による合格が決まった場合は、その大学院に入学を確約させ、その他の大学院へは進学させない。このため

- ① 願書受付及び合否判定の時期が重複する大学院へ、同時に推薦することはできない。
- ② 推薦の合否が判明するまでの期間、その他の大学院の学力選抜により受験することは認める。
ただし、推薦による大学院の不合格が判明するまでは、その他の大学院への入学確約書を提出させない。
- ③ 学力選抜による受験の場合、推薦大学院への合格が確定した時点で、その他の大学院の受験は辞退させる。

(4) 再推薦について

推薦による大学院受験で不合格となった学生が、別の大学院の推薦による受験を申し出た場合は、受験中の大学院の合否が判明する時点以降に、願書受付期間が設定されている大学院に限る。

2. 学力選抜による受験の 学生に対する指導は、次の手順で行うものとする。

- (1) 学生は専攻科長、指導教員に申し出る。
- (2) 専攻科長（又は、指導教員）は当該学生の希望、成績、適性などを考慮し、指導する。

3. 受験の事務手続き

この手続きは推薦選抜、学力選抜のいずれの受験の場合にも適用される。

- (1) 受験に関する手続きは、教務・入試係で行う。また、受験に必要な書類は、各大学院等の願書受付開始日の 2 週間前までに学生に取り揃えさせ、教務・入試係へ提出させる。
- (2) 教務・入試係への事務手続きの依頼は、専攻科長を通して行う。
- (3) 合否が判明したとき、指導教員は教務・入試係へ連絡する。また、教務・入試係は、当該指導教員以外から合否の結果を入手した場合は、専攻科長、指導教員に連絡する。
- (4) 受験に関する資料の管理及び全学生の受験状況の把握は、教務・入試係で行う。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

専攻科進学・就職状況一覧

① 就職状況一覧（平成30年度～令和7年度）

会社等名	平成30年度～令和6年度				令和7年度			
	システム創成工学専攻		物質創成工学専攻		システム創成工学専攻		物質創成工学専攻	
	機械制御	電気電子	情報	工学専攻	機械制御	電気電子	情報	工学専攻
アイティフォース			1					
アイテック阪急阪神		1						
アクア化学				1				
旭化成				1				
アステック			2					
AHIRU			1					
天野エンザイム				1				
アル テクナ	1							
出光興産				1				
イトーキ	1							
ウシオ電機						1		
叡山電鉄					1			
AGC				1				
エヌ・ティ・ティデータSBC			1					
NECネットエスアイ			1					
大阪ガス	1	1						
大阪ガスネットワーク		1						
オーツェイド	1							
奥村組	1							
オムロン	1							
オリエント化学工業				1				
カネカ								1
カプコン							1	
キヤノンメディカルシステムズ		1						
近畿日本鉄道		1						
クオリカプス	1							
クボタ	1							
呉竹				2				
KMS			1					
小松製作所	1							
サントリーホールディングス	1	1						
JFEプラントエンジニア	1							
J-POWERハイテック		1						
ジョンソンコントロールズ	1							
新明和工業	1							
住友電気工業				1				
セイコーエプソン	1							
ゾーホージャパン			1					
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ			1					
ソフトバンク	1							
第一工業製薬								
ダイキン工業	1							
大研医器			1					
ダイダン		1						
太陽日酸				1				
中央エンジニアリング		1						
TMEIC						1		
DMG森精機					1			
テイジエール			1					
寺崎電機産業		1						
デンソー				1	1			
TISシステムサービス			1					
TDCソフト							1	
TBSアクト		1						
東京ロボティクス	1							
トクビ製作所	1							
TRUNK			1					
中西金属工業	1							
西日本電信電話			1					
西日本旅客鉄道							1	
日揮グローバル				1				
日東電工		1		2				1
日本液炭								1
日本テキサスインスツルメンツ	1							
日本電気硝子	1							
ハイウェイ・トール・システム			1					
ハイマックス			1					
はてな			1					
パナソニックインダストリー	1			2				
パナソニックインダストリアルソリューション社		1						
パナソニックエンターテイメント&コミュニケーション	1							
パナソニックくらしアプライアンス社		1						
パナソニックライフソリューションズ社		1						
パナソニックプロダクションエンジニアリング			1					
ピーネックスソリューションズ		1						
東日本電信電話			1					
日立製作所		1						
日立造船	1							
ヒラノテクシード	1							
ファナック	1							
藤田油機	1							
富士通エフサスシステムズ			1					
マツダ					1			
マネーフォワード			1					
三井化学分析センター				1				
三菱ガス化学				2				
MUGENUP			1					
村田製作所				1				
ヤンマーホールディングス		1						
ラック							1	
LIXIL				1				
レアゾンホールディングス			1					
追手門学院小学校	1							
公務員	1		1	1				
合計	29	18	24	22	4	2	4	3

② 進学状況一覧（令和3年度～令和7年度）

区分	修了年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	大学院名・研究科名							
国立	長岡技術科学大学大学院	工学研究科				1 (1)	1	2 (1)
	豊橋技術科学大学大学院	工学研究科			1 (1)			1 (1)
	京都大学大学院	人間・環境学研究科		1		2		3
	〃	工学研究科		1				1
	東北大学大学院	工学研究科	2 (1)	1 (1)	1	3 (2)	1 (1)	8 (5)
	〃	情報科学研究科	1 (1)				2 (1)	3 (2)
	九州大学大学院	理学府		1				1
	〃	総合理工学府				1 (1)		1 (1)
	北海道大学大学院	総合化学院	1					1
	大阪大学大学院	工学研究科	5 (4)	4 (3)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	17 (15)
	〃	理学研究科					1	1
	筑波大学大学院	生命環境科学研究科						
	〃	生命地球科学研究群		1				1
	〃	システム情報工学研究群			1 (1)			1 (1)
	千葉大学大学院	融合理工学府				1		1
	東京科学大学大学院	工学院	1					1
	金沢大学大学院	自然科学研究科			1 (1)	1		2 (1)
	神戸大学大学院	科学技術イノベーション研究科			1 (1)			1 (1)
	岡山大学大学院	自然科学研究科		1 (1)				1 (1)
	〃	環境生命自然科学研究科					1 (1)	1 (1)
	北陸先端科学技術大学院大学	先端科学技術研究科	1 (1)				2 (2)	3 (3)
	静岡大学大学院	総合科学技術研究科				1		1
	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)
	奈良女子大学大学院	人間文化総合化学研究科			1			1
	奈良先端科学技術大学院大学	先端科学技術研究科 (情報科学)	15 (12)	6 (5)	7 (7)	7 (6)	8 (7)	43 (37)
	〃	先端科学技術研究科 (物質創成科学)	2		1 (1)	1 (1)	4 (2)	8 (4)
	〃	先端科学技術研究科 (バイオサイエンス)		1 (1)	1 (1)			2 (2)
	徳島大学大学院	創成科学研究科				1 (1)		1 (1)
	九州工業大学大学院	生命体工学研究科				2 (2)		2 (2)
		小 計	29 (20)	17 (11)	18 (16)	25 (18)	24 (18)	113 (83)
公立								
	小 計							
私立								
	小 計							
合 計			29 (20)	17 (11)	18 (16)	25 (18)	24 (18)	113 (83)

() 内は推薦入学で内数

6. 学生生活

学生生活は、専門学術の考究を主軸にした自己研鑽に真っ向から取り組むものであってほしいと思います。専攻科は本科の単なる延長としてではなく、本科での自分を厳しく評価したうえで、明確な区切りをつけ、気持ちを新たに、誇りを持った行動をとってください。そこに専攻科学生としての行動規範が自主的に確立されるはずであり、本校としてはそうした学生生活を期待しています。

(1) 専攻科年間行事

専攻科独自の行事以外に、本科学学生会行事のスポーツ大会、文化的行事などについては専攻科生も参加することができます。本科学学生会からエントリー表等で案内があれば、専攻科生のチームを編成するなど、やむをえない事情がない限り参加するようにしてください。もちろん、専攻科独自の行事には必ず参加するようにしてください。

なお、巻末の年間行事予定以外に、専攻科生対象の特別講演会がありますが、これについてはその都度、案内をします。

(2) 保健衛生

①保健室

健康管理のため保健室を設け、救急医薬品・器具等を常備するとともに看護師が常勤しています。学校内で発生した疾病、傷害等に対し、応急処置を行うことができますので、身体に異常を生じた場合、または負傷した場合には、すみやかに申し出て手当てを受けてください。また、疾病、傷害等の程度によっては、学校医の診察を受けられるよう手配します。

②健康診断

学校保健法に基づいて毎年4月～6月、定期健康診断を実施しています。この診断は、健康管理と学校生活を円滑に送るために行われるものです。また、就職や大学院の受験の際に健康診断の結果が必要となることが多いので、専攻科生は必ず受けなければなりません。

③健康相談

学生諸君の健康上の不安や保健衛生の相談に応じるために、学校医に診断を依頼しています。相談を希望する場合は事前に保健室まで申し出てください。

④災害共済給付制度

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しています。このことによって学校安全の普及充実を図るとともに、学校の管理下における学生の負傷、疾病、傷害または死亡に関して必要な給付を受けることができます。学校の管理下（登下校時を含む）において負傷、疾病、傷害等発生した場合は、ただちに学生係へ届け出てください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる災害の範囲については表に掲げていますので、参照してください。

なお、給付金の請求にあたっては、必要な書類を医療機関に持参して1ヶ月分ごとに証明してもらい、できるだけ早く学生係へ提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度以外にも各種の保険制度（任意加入）があります。日常、さまざまな災害に巻き込まれるおそれがありますので、表に記載された事項を参考に万が一に備えてください。

<学校の管理下となる範囲>

学校の管理下となる場合	例
学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	各教科（科目）の時間中、特別活動中（学外研修、スポーツ大会、大掃除など）
学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	学生指導、進路指導など
休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	始業前、業間休み、昼休み、放課後
通常の経路及び方法により通学する場合	登校中、下校中
学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など

<災害共済給付の対象となる災害の範囲と給付金額>

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食費療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。	
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4000万円～88万円 (通学中の災害の場合 2,000万円～44万円)	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合 1,500万円)	
	突然死	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害の場合1,500万円)
		学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の場合も同額)

なお、上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、損害賠償を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対する供花料（17万円）の支給、へき地学校の児童生徒に対する通院費の支給があります。

(3) 学生支援センター

本校では教職員、心理カウンセラー（臨床心理士）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）が学生の相談に応じています。

学生支援センターでは、人はそれぞれ他人とは異なる個性を持つという立場から、その人を深く理解して、その人を活かすためのより良い考え方や生き方を相談の過程で見つけようとしています。そして心の重荷から解放され、学生諸君一人一人が明日を目指した積極的な生活を実現できるような、そうした助言を心掛けています。また、ハラスメントに関する相談にも応じています。

相談は学生玄関奥のカウンセリングルームで実施しています。詳細は巻末ページを、各曜日の担当相談員は、奈良高専ホームページ、カウンセリングルーム前の掲示物を参照してください。

(4) 生活上の注意事項

①教室及び共同施設の利用にあたって

学生諸君にとって教室は学校生活の中心となる場所なので、日頃から美化に努め、学習しやすい環境づくりに協力してください。授業が終われば、照明を消し、戸締りを確認してから退出してください。なお、共同施設については、それぞれについて使用心得が定められているので熟知したうえで利用してください。

②学生への連絡

学生諸君へのさまざまな連絡は、主に学生玄関にある専攻科掲示板、Microsoft Teamsおよびメール配信により行います。いったん掲示または配信した事項はすべて伝達されたものとして取扱いますので、見落としのないよう、一日一度は必ず見るよう心掛けてください。

(5) 警報発表時等の措置について

警報（特別警報を含む）が発表された場合は、次の措置をとります。なお、登校前及び登校中の警報発表については、原則、TV報道や日本気象協会（<https://tenki.jp/bousai/warn/>）、気象庁（<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.488/137.021/&elem=all&contents=warning>）、国土交通省（https://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/）のホームページより各自情報収集し、各自で判断するものとします。原則として学校からの情報発信は行わないので注意してください。

また、登校前及び登校中等に特別警報及び警戒レベル4、5が発表された場合は、ただちに命を守る行動をとってください。

※1 大和郡山市は奈良県北部と北西部に含まれるが、奈良県北部あるいは北西部に警報が発表されている場合でも大和郡山市に発表されていない場合があるので注意すること。

※2 本取扱いで適用される「警報」について「波浪」、「高潮」は除外します。

1. 平常授業時の取扱い

1-1 大和郡山市に警報が発表された場合	
(1) 午前7時の時点で警報発表中	終日特別日課とする。
(2) 登校途中(午前7時以降、9時まで)に警報が発表された場合	その時点で終日特別日課とする。
(3) 授業開始後、警報が発表された場合	学生の安全を考慮し、授業を継続するか、学生を帰宅させるかを判断する。
1-2 警報について大和郡山市において未発表で、居住地域に発表がある場合	
(1) 午前7時の時点で警報発表中	自宅待機とする。 ただし、午前9時までに警報が解除された場合は登校するものとし、これにより遅刻・欠席した授業は、公欠(※)に準じて取り扱う。
(2) 午前9時以降、警報発表が継続している場合	その時点で終日、公欠(※)に準じて取り扱う。
1-3 通常、自転車・単車を利用して通学する者について、通学経路を含む地域(大和郡山市・居住地を除く)に警報発表された場合	
可能な限り交通機関を利用して登校するものとする。 ただし、交通機関を利用することが困難であると合理的に判断できる場合は、これにより遅刻・欠席した授業は申出書(様式任意：要保護者署名)の提出により公欠(※)に準じて取り扱うものとし、午前9時までに警報が解除された場合は登校するものとする。	
1-4 交通機関に障害が出て、遅刻・欠席した場合	
交通機関が発行する証明書等の提出により、公欠(※)に準じて取り扱う。(バスを除く)	

※専攻科に公欠はありません。欠課届の提出があれば、科目担当者へ配慮を依頼します。

2. 土・日・祝日・長期休業中の取扱い

2-1 土・日・祝日・長期休業中に大和郡山市で警報が発表された場合	
(1) 午前7時 警報発表中	午後1時まで登校禁止とする。
(2) 午前7時～11時の間の警報発表	発表された時点で、午後1時まで登校禁止とする。 登校した学生は、局地的な大雨警報等、学校内において滞在することが妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ原則下校させるものとする。
(3) 午前11時までに警報が解除された場合	午後1時以降はあらかじめ提出した時間外施設利用願または活動計画書等の時間に従って活動することができる。図書館については、午後1時以降、閉館時間まで使用できる。
(4) 午前11時 警報発表中	終日登校禁止とする。
(5) 午前11時以降 警報発表	発表された時点で、終日登校禁止とする。 登校した学生は、局地的な大雨警報等、学校内において滞在することが妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ原則下校させるものとする。
(6) 登校禁止の場合	クラブ活動、卒業研究、特別研究、図書館利用、その他の活動を全て禁止する。
(7) 登校した学生の下校について	原則、クラブ顧問教員・指導教員・警備員等が学生に指示を行う。
(8) 学生の居住地において警報が発表された場合	当該学生は上記に準じて登校を禁止する。
2-2 クラブ活動等で学外にいる場合で、滞在地で警報が発表された場合	
(1) 終日共通	警報発表に係る対応については主催者の指示・相手先との協議結果に従うものとする。
(2) 午前7時 警報発表中	警報解除されるまで原則活動禁止とし、局地的な大雨警報等、滞在先施設内等において滞在することが安全確保上妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ帰宅させることに努めるものとする。
(3) 午前7時～11時の間の警報発表	上記に準じる。
(4) 午前11時 警報発表中	終日活動禁止とする。
(5) 午前11時以降 警報発表	発表された時点で、原則終日活動禁止とする。 引率教員は、局地的な大雨警報等、滞在先施設内等において滞在することが安全確保上妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ帰宅させることに努めるものとする。

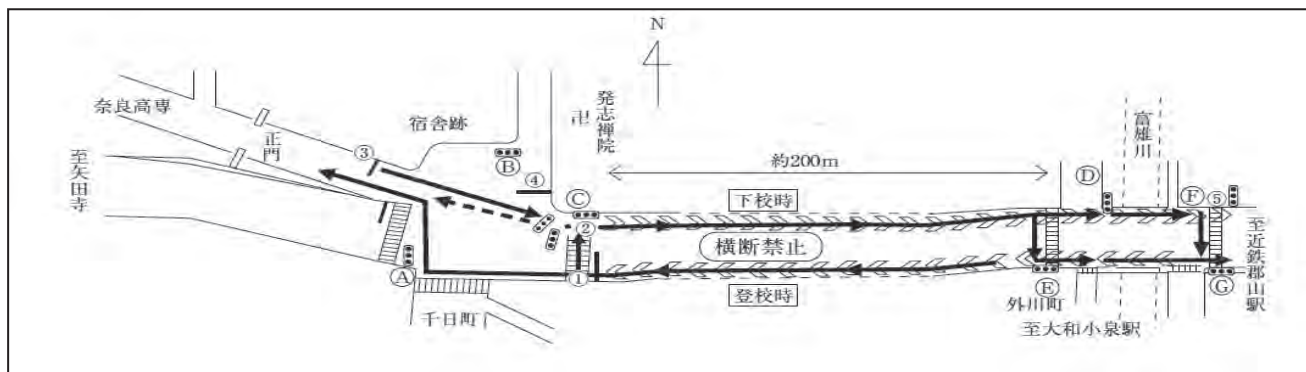
(6) 交通機関ストライキの際の授業実施

当日、午前7時現在、近鉄が「全面運行ストライキ」を実施している場合にのみ特別日課とします。したがって、近鉄が「部分運行」している場合には、たとえ他の交通機関がストライキを実施していても平常通り授業を行います。

(7) 通学時の交通安全

本校では、願い出により自転車通学を認めています。自転車通学の学生は必ず対人賠償保険及び対物賠償保険に加入し、学生係に願い出てください。交通法規を遵守し、他の人々に迷惑をかけるような行為を慎まなければなりません。特に、飛び出し・信号無視(点滅も含む)・二人乗り・並走・はみ出し運転・道路の斜め横断・夜間の無灯火運転等の危険な行為、並びに傘さし運転、イヤホンやヘッドホン、スマートフォンを利用しながらの運転は、自分の生命を危険にさらすだけでなく、友人や他の通行人の生命を脅かすものであり、絶対に行ってははいけません。なお、令和7年度より自転車通学の許可条件を変更し、ヘルメットの着用を義務付けています。自転車用ヘルメットの安全基準を満たし安全性を示すマークなどがついた物を着用してください。

ルール違反やマナー違反行為を繰り返したり、ブレーキやライト等の整備不良を放置したりする等、自転車の使用状況が悪い場合には、一時的な使用停止または使用禁止の措置をとることがあります。また、正門交差点の横断については、下記の図を参考にしてください。



<登校時>

①の信号(青)により①地点まで進み、次に②の信号(青)により横断、正門に向かう。③の信号が「赤」で④の歩行者用信号が「青」のときは①で自転車を降り、自転車を押して横断歩道を渡り、②で待機し、③の信号(青)により横断。交差点内の安全確認を十分におこなうこと。なお、④の信号は横断歩道用のものではなく車道用のものに従うこと。

<下校時>

本校正門前方に見える信号機(2基あるうちの左側の信号機)が「青」の場合、交差点内の安全確認の後、直進し、幹線に合流する。「赤」のときは③の停止線で停止すること。千日町方面へ下校する自転車通学生は、④で再度停止し、信号に従って帰宅すること。近鉄郡山駅・大和小泉方面へ下校する自転車通学生は、自転車ナビライン(下図中の《》)に沿って進み、外山町西側交差点で信号⑤に従って直進するか、信号⑥に従って横断歩道を渡ること。なお、横断歩道を渡る場合は、自転車を押して渡ること。外川町東側交差点では信号⑦と⑧に従って横断すること。

<自転車ナビラインについて>

車道の歩道側に示された矢印(《》)は、自転車ナビラインと呼ばれ、自転車が進行すべき部分と方向を示していますが、安全を優先するため、グリーンベルト(自転車通行可能な歩道)がある場合は、そちらを通行するようにしてください。

(8) 自動車等の通学

専攻科生の自動車での通学は禁止されています。単車での通学は利用条件に該当する場合に限り、単車の利用を許可しています。希望者は別に定められた期日までに「専攻科自動車等通学願」を提出してください。審査の上、条件を満たした者は単車通学が可能となりますが、駐輪場狭隘のため全員が許可されるわけではありません。

また、単車通学がふさわしくないと判断される場合、許可が停止あるいは取り消されます。

なお、単車通学が許可された場合は、自動車損害賠償責任保険の他、当該保険の補償金額以上(3,000万円)の任意対人賠償保険に加入する必要があります。加入なき場合は、停止あるいは取り消しとなります。

(9) 事故の届出

交通事故・違反は、学生諸君も当然理解していると思いますが、重大な加害事故を招くことがあります。その結果、刑事責任、民事責任および行政上の責任を問われることになり、本人のみならず家族にも大きな負担となることをあらかじめ知る必要があります。日頃から事故の危険性や生命の貴さを認識し、交通安全を心掛けることが肝要です。日常生活・通学等において事故が発生した場合には、すみやかに学生係および指導教員に申し出てください。

7. 経済援助に関すること

経済的理由のために修学困難な学生に対しては、教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に尽くしてもらうために、奨学金の貸与・給付や、授業料など各種納付金の免除または徴収の一時猶予等の制度があります。

このような制度は、単なる救済制度ではなく、社会公共のために役立つ人物になってほしいという気持ちを込めて設けられているため、その期待に応えるようにしなければなりません。たとえば、成績が著しく悪かったり、重い学内処分を受けたりすると、たとえ経済状況が悪くても、これらの制度を一定期間あるいは在学期間にわたり受けられなくなりますので、生活態度をまじめにし、学業に励むことが大切です。

主な経済援助としては、以下のとおりとなります。これらについては、本校ホームページ、Teams及び学生掲示板の掲示によって募集の案内を行います。申請を希望する学生は、常に掲示に注意しておいてください。（奨学金の申請については、保護者や指導教員とよく相談しておくことが大切です。）

(1) 高専機構の入学料・授業料の免除等

○**入学料の免除・徴収猶予** 次のいずれかに該当し、納付が著しく困難である者です。

- 1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 2) 1)に準ずる場合^{※1}であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

○**入学料徴収猶予要件** 次のいずれかに該当する者

- 1) 経済的理由^{※2}によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
- 3) その他やむを得ない事由があると認められる場合^{※1}

※1 要件に該当するか個別に学生課学生係まで連絡ください。

※2 「経済的理由」とは、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が高専機構の定めている基準以下となる場合をいいます。

○**授業料免除要件** 次のいずれかに該当する者

- 1) 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 2) 1)に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 3) 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- 4) その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

○**授業料徴収猶予要件** 次のいずれかに該当する者

- 1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2) 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難であると認められる場合
- 3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

○**授業料月額分納** 次のいずれかに該当する者

学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別な事由があると認められる場合

(2) 高等教育の修学支援新制度による入学料・授業料の減免・家計急変

令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」が始まり、「授業料と入学料の免除または減額」と「原則返還が不要な給付型奨学金」の2つの経済支援を受けることができます。この2つの支援を合わせて受けることにより、高等教育機関で安心して学んでもらうための国の制度です。

また、令和7年度より多子世帯の学生等については、所得制限なく、授業料と入学金を国が定める一定額まで無償となりました。

なお、この制度への申請には、国籍、学業成績、収入、資産等、いくつかの要件があります。詳細は次頁QRコード<高等教育の修学支援新制度>、<日本学生支援機構 進学資金シミュレーター>で確認できます。また、申請時期や方法等は、本校ホームページ、Teams及び学生掲示板の掲示によって確認してください。

ただし、奨学生に採用された後に、学業が振るわなかったり、懲戒処分を受けたりした場合は、奨学金の停止・廃止等の措置をとることがあります。

○高等教育の修学支援新制度（家計急変）

生計維持者の失職・倒産・病気・死亡及び災害に見舞われる等で家計が急変し、その事由が文部科学省と日本学生支援機構の定める基準を満たす場合は「文部科学省による入学料・授業料の減免」や「日本学生支援機構の給付奨学金」が受けられます。以下QRコードを読み取り<家計急変採用—給付奨学金（返還不要）>で確認できます。申請時期や方法等は、学生係に相談してください

<高等教育の修学支援新制度>



<日本学生支援機構進学資金シミュレーター>



<家計急変採用一給付奨学金（返還不要）>



(3) 日本学生支援機構貸与奨学金

日本学生支援機構は、経済的理由により就学に困難があると認められる学生に対し、選考のうえ奨学金を貸与しています。なお、申請時期や方法等は、本校ホームページ、Teams及び学生掲示板の掲示によって確認してください。また、対象者や貸与金額等の詳細は以下QRコードで確認できます。

<貸与奨学金（返済必要）>



(4) その他の奨学制度

各都道府県、各市町村、地方公共団体、財団法人等で奨学制度を設けている団体があります。それらの団体から本校に対して奨学生の募集があれば、本校ホームページ、Teams及び学生掲示板の掲示によって通知します。

※本校を通さずに直接他の団体等から奨学金を貸与・給付している場合、又は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を貸与されている場合は、学生係に申し出てください。

8. 課外活動に関すること

(1) 専攻科学生の課外活動

学生は、互いに啓発しあい、親睦を深めあうために課外活動を行うことができます。しかし、学生の課外活動は、教育・研究の場である専攻科にふさわしい秩序と品位を保つものでなければなりません。本校の施設を利用する際は、決められた手続きをしっかりと守らなければなりません。

(2) 施設利用及び掲示の手続きについて

① 集会を開催する場合

校内外において本校名を使用して集会等を開催する場合、目的、期日、施設・設備の名称、参加人数を記載した集会許可願を、1週間以前に専攻科長の許可を得たうえで学生係に提出し、許可を受けてください。

② 研究以外で施設・設備を使用する場合

校内の施設を利用する場合、利用の目的、期日、施設・設備の名称等を記載した施設・設備使用許可願を1週間以前に専攻科長の許可を得たうえで教務・入試係へ提出し、許可を受けてください。

③ 掲示をする場合

校内において掲示をしようとする場合、掲示許可願を、その掲示物の写しを添えて、専攻科長の許可を得たうえで学生係へ提出し、許可を受けてください。なお、掲示は定められた場所にしてください。

④ 印刷物を配布・販売する場合

校内において印刷物を配布販売しようとする場合、印刷物配布販売許可願を、その印刷物を添えて、専攻科長の許可を得たうえで学生係に提出し許可を受けてください。

9. 防災に関すること

本校には防災団が組織されています。火災などの災害が発生した場合には、学生は防災団の指揮下に入り、防災に努めてください。

防災規程(抄)

(防災団の組織)

- 第7条 本校の教職員及び学生をもって防災団を編成する。
- 2 防災団の編成及び任務は、別に定める。
 - 3 防災団の責任者は、防災訓練を計画し、実施しなければならない。

(教職員及び学生の遵守事項)

第8条 教職員及び学生その他校内の施設を使用する者は、火災予防等について、別表第2の火災予防心得を遵守しなければならない。

(火災発生時の措置)

第10条 火災を発見した者は、直ちに別表第3により行動しなければならない。

火災予防心得 別表第2

1 火気の使用について
(1) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、必ず事前に文書をもって防火管理者の承認を受けること。
(2) 防火管理者の許可なく電熱器その他火気を持ち込み、使用し、又はみだりに電気配線等をしてはならない。
(3) 火気使用中は、これを放置することなく、終了後は必ず遮断、閉栓、残火の始末等を確実にすること。なお、停電、ガス中断等の場合は電源の遮断、ガス栓の閉鎖を忘れないよう特に注意すること。
(4) 必要により勤務時間外又は、休日に火気を使用するときは、必ず事前文書をもって総務課総務係に、学寮にあっては学生課寮務係に届け出し、火気使用後、後始末の状況を前者にあっては警備員に、後者にあっては当直者に報告すること。
2 発火性又は引火性薬品、燃料等の使用について
教室又は実験室等への持ち込みは必要最小限にとどめ、その使用には細心の注意を怠らぬこと。
3 喫煙について
喫煙は、必ず灰皿の設備のある場所で喫煙し、吸い殻を床面等に放棄せず、完全に処理すること。
4 その他の注意事項
(1) 職員、学生等は、退出の際は必ず火気の安全、戸締の確認をすること。
(2) 出入口、廊下、階段、非常口その他消防活動又は避難の妨げとなる場所に物品等を置かないこと。
(3) 消火器具の使用法、非常通報方法、非常持出等必要な事項を充分心得置くこと。

火災発生時の措置(抄) 別表第3

火災発見者	「〇〇が火事」と連呼して附近の者に応援を求め、火災報知器を使用し、又は総務課長に連絡するとともに初期の消火に努めること。
その他の教職員・学生	出火の通報を受けたときは、速やかに防災団の指揮下に入ること。

防災団内規(抄)

(防災団の設置)

第1条 奈良工業高等専門学校防災規程(平成16年4月1日制定)第7条の規定に基づき、防災団を置く。

(組織)

第2条 防災団は、団長、副団長、班長、副班長及び班員をもって編成し、その組織は別表のとおりとする。

(班編制)

第3条 防災団に次の班を置き、それぞれ各号に定めた任務にあたる。(抄)

6 寮生消火班

- (1) 学寮入寮生(以下「寮生」という。)の防災訓練の実施、指導に関すること。
- (2) 火災発生時における初期消火等に関すること。
- (3) 災害時における寮生の避難、誘導及び救護に関すること。
- (4) 災害時における学寮内の非常持出物件の搬出に関すること。

(教職員及び学生の任務)

第4条 教職員及び学生は、災害発生の通報を受けたときは、直ちに別表に定める任務に当たらなければならない。

防災団編成組織図		別表(抄)	
校 長 一 団 長 (事務部長)	副 団 長	連 絡 班 長	
	(総務課長) (学生課長)	救 護 班 長	
		消 火 班 長	
		搬 出 班 長	
		避 難 誘 導 班 長	
	副 団 長 (教務主事) (学生主事)	寮 生 消 火 班 長	寮 生 消 火 副 班 長 (寮長)
	副 団 長 (寮務主事)	(寮務主事補)	

10. 手続きに関すること

(1) 届出について

種 類	提出先	時 期	備 考
保護者等変更届	教務・入試係	その都度	指導教員の確認印を受け、提出
住所変更届	〃	〃	〃
欠課届	〃	〃	指導教員の確認印を受け、事前に提出 病気で1週間以上欠席の場合は、病気であったことを証明する書面を添付（公欠願はありません）
身上異動願	〃	〃	指導教員の確認印を受け、提出
自転車通学願	学生係	指定期日	
専攻科自動車等通学願	〃	〃	単車により通学する場合に提出（自動車通学は禁止）

(2) 願出について

種 類	提出先	時 期	備 考
休学願	教務・入試係	その都度	3か月以上修学できない場合、詳細な事由書（病気の場合は医師の診断書）を添付
復学願	〃	〃	病気等による休学の場合、復学に支障のない旨の医師の診断書を添付
退学願	〃	〃	指導教員と相談の上、提出
学生証再交付願	〃	〃	指導教員の確認印を受け、提出
時間外の施設設備使用許可願	〃	〃	特別研究または特別研究以外の場合も、指導教員の確認を受け、事前に提出
集会許可願	学生係	〃	専攻科長の確認印を受け、1週間以前に提出
印刷物配布販売許可願	〃	〃	専攻科長の確認印を受け、当該印刷物を提出
掲示許可願	〃	〃	専攻科長の確認印を受け、当該印刷物を提出
授業料免除願	〃	指定期日	
授業料徴収猶予願	〃	〃	
授業料月割分納願	〃	〃	
通学証明書交付願	〃	その都度	
電子計算機利用承認申請書	教育研究支援室	〃	
ファイル登録申請書	〃	〃	
電子計算機時間外利用願	〃	〃	
大学院受験願	教務・入試係	〃	指導教員の確認印を受け、提出
就職試験受験願	学生係	〃	〃

(3) 証明書の申請について

種 類	提出先	時 期	備 考
成績証明書・単位修得証明書	教務・入試係	その都度	
修了証明書	〃	〃	修了後に提出
学士の学位授与申請予定証明書	〃	〃	
健康診断証明書	〃	その都度	
収納金額証明書	財務係	〃	

(4) 証明書自動発行機について

下記表の○印のものは、学生課北側に設置している証明書自動発行機で発行できます。×印のものは(3)のとおり申請してください。なお、操作時には学生証のバーコード読み取りもしくは学籍番号の入力が必要です。

種 類	専攻科 1 年	専攻科 2 年
学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割)	○	○
在学証明書	○	○
修了見込証明書	×	○
成績証明書	×	×
単位修得証明書	×	×

(5) 学校学生生徒旅客運賃割引証・通学定期乗車券購入用身分証明書の交付について

<学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割)>

見学、実習、帰省の際、鉄道を利用して片道100kmを超えて旅行しようとするときは、各自で証明書自動発行機を使用し、学校学生生徒旅客運賃割引証(原則、年間10枚まで)を発行し、利用ができます。この場合の運賃は、大人普通旅客運賃の2割引、1枚についての有効期限は発行日より3ヶ月以内と定められています。使用に際しては各自で責任を持ち、学生証の不携帯等がないように注意してください。

<通学定期乗車券購入用身分証明書>

通学定期乗車券は、住所の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について購入できます。令和7年度より通学定期券購入兼用の学生証に変更となりました。必要事項を記入の上、各鉄道会社の購入方法を確認の上、購入してください。

なお、有効期限は第2学年の3月末までと定められています。第2学年生は継続して定期乗車券を購入する事が出来ます。

11. 教育支援に関すること

(1) 図書館

① 開館時間

平日：8時30分から19時45分まで

土曜日：9時から16時30分まで

日曜祝日は休館。春・夏・冬季休業期間中等は時間を短縮して開館。（土曜日休館，平日8時30分から17時まで）

② 図書の出貸

図書の出貸を希望する場合は，自動貸出返却機で処理するか，借りたい図書館資料に学生証を添えて図書館受付カウンターに申し出てください。

貸出冊数は図書6冊まで（貸出期間は2週間），あわせて雑誌(最新号以外)10冊まで，オーディオ資料10種まで（ともに貸出期間は1週間）です（休業期間前は，変更することがあります）。

③ 蔵書検索（OPAC）

目当ての本の有無や，その本が貸出中か否かを調べることができます。

図書館内のパソコン等で図書館のホームページの「図書館蔵書検索（OPAC）」から
またはスマホ等で右のQRコードからOPACを利用してください。

<蔵書検索（OPAC）>



④ 高度な情報提供サービス

次のサービスを受けることができます（いずれも校内のパソコンからのみ有効です）。

1) 文献複写サービス

校内で入手できない文献については，大学図書館等に複写依頼します。図書館のホームページ「文献複写依頼ILL」から申し込んでください。利用する際には，指導教員の承諾が必要です。

2) 学内から利用できるデータベース

図書館のホームページから利用できるデータベースを紹介します。

利用条件や著作権法は必ず守ってください。

URL <https://www.nara-k.ac.jp/nnect-library/material/ejournal/>

図書館HP>資料検索>電子ジャーナル（学内のみ利用可能）

<図書館HP電子ジャーナル>



件	データベース名	対象分野	内 容
1	GiNii (サイニイ) (文献データベース)	学協会論文を中心に 国内論文全般	広範囲の分野の文献情報・学術情報を日本語で提供。一部抄録はついていない。一部電子ジャーナルで提供。
2	J-STAGE (ジェイステージ) (電子ジャーナル)	学協会論文 (国内)	ジャーナル・予稿集や要旨集・報告書・JST報告書・NII学会発表DBを中心に全文を提供している。
3	Science Direct (SD) (電子ジャーナル)	全分野	エルゼビアが提供する世界最大の電子ジャーナルサービスで，本校では2400タイトル以上のフルテキストが利用できる。(フルテキストは1995年以降を収録) ※2021年10月1日以降のIE11へのサポート終了に伴い，ブラウザはMicrosoft Edge、Firefox、Google Chromeを推奨します。
4	American Chemical Society (ACS) (電子ジャーナル)	化学	米国化学会が発行する37誌が利用可能。また，Journal Archivesも利用できる。
5	American Physical Society (APS) (電子ジャーナル)	物理	APSが発行する雑誌のうち8誌のフルテキスト利用が可能。バックファイルにもアクセスできる。
6	MathSciNet (マササイト) (文献データベース)	数学・統計等	米国数学会 (AMS) が提供している世界の数学文献の書誌・書評のデータベース (1940年からの雑誌・書籍・会議録の論文等を収録)
7	特許情報プラットフォーム (データベース)	国内外特許	特許庁が保有する産業財産権情報のデータベース。明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類約11,000万件とその関連情報について検索が可能。

(2) 起業家工房（ものづくり実験実習棟および図書館棟）

(3) 起業家工房（愛称：起業家工房Hub×Fab）は，学生が正課外の時間に自由なものづくり活動を実施することが

きる様々な工作機器や高性能ワークステーションが設置されており、コンテスト参加や地域企業・自治体との連携活動など、学生のチャレンジ精神に基づく協働・共創活動を支援する共同利用施設です。

① 利用可能機器

3Dプリンター、3Dスキャナー、A0プリンター、プラズマカッター、サンドブラスト、卓上5軸加工機、ハイブリッド5軸加工機、手動射出成型機、赤外線サーモグラフィ、卓上フライス、50t万能試験機、60tサーボプレス機、シャルピ一衝撃試験機、ファイバーレーザーマーカ、電気炉、リフロー炉、ワークステーションなどの機器が利用可能です。

② 開放時間

平日放課後：15時00分から18時15分まで

③ 利用方法

起業家工房を利用したい場合は、利用の手引きを確認した上で、予約システムから利用したい機器を予約してください。



利用の手引き

(4) 情報処理演習室

図書館と同様、学校の共同利用施設の一つです。情報処理演習室1は総合情報棟、情報処理演習室2は本館北棟2階、そして、情報科学演習室は情報工学科棟1階に配置されています。

① 演習室の設備について

情報処理演習室2、情報科学演習室におけるパソコンのソフトウェア仕様は次のとおりとなっています。

1) オペレーティングシステム

Windows 11 Education 64 bit

2) 主なソフトウェア

Office Professional 2021

Word【文書やレポートの作成等をする時に使うソフト】

Excel【表計算やグラフの作成等をする時に使うソフト】

PowerPoint【論文発表等のプレゼンテーションのスライド（資料等）を作成する時に使うソフト】

Adobe Reader【PDF ファイルを表示する時に使うソフト】

Visual Studio Community 2022

Visual C++【C 言語によるプログラムを作成するためのソフト】

Visual Basic【VB（ビジュアルベーシック）によるプログラムを作成するためのソフト】

② 演習室の利用について

演習室を利用する学生は、以下の手続きが必要です。

1) 演習室を初めて利用する場合

「宣誓書」を情報システム統括室長へ提出し、新入生対象演習室利用講習会を受け、情報システム統括室長に承認されれば利用できます。

2) 編入学生および専攻科入学生が、演習室を初めて利用する場合

「宣誓書」を情報システム統括室長へ提出し、情報システム統括室員による演習室利用に関する注意などの説明を受け、情報システム統括室長に承認されれば利用できます。

承認されると、各自にユーザIDと仮パスワードが与えられます。この与えられた仮パスワードは以下の高専統一パスワードポリシーに準拠したパスワードに速やかに変更してください。また、ユーザIDとパスワードは、他人に知られることなく、かつ、自身が忘れないようしっかり管理してください。

(高専統一パスワードポリシー)

- ・パスワードは16文字以上とし、英大文字、英小文字、数字をそれぞれ1文字以上使用してください。
(高専統一認証システムでは『 () * / ' , < > % ¥ _ 』の記号が使用できないので注意してください。)
- ・他のシステムで利用しているパスワードの再利用（使いまわし）はしないでください。
特に、パスワードを忘れると演習室のパソコンが使用できない状態になります。

③ 演習室の自由開放について

各演習室は、昼休みや放課後などの授業のない時間に自由に利用できる開放時間を設けています。

1) 各演習室の開放時間

情報処理演習室2（本館北棟2階） 平日 9時～17時までの授業がない時間

ただし、学校行事日およびシステムメンテナンス日、春季、夏季、冬季などの休業期間は原則、開放していません。その他、管理の都合により開放できない場合もあります。管理の都合や休業期間の開放については各演習室の入口付近の掲示で事前にお知らせします。

2) 演習室の時間外利用

平日17時から20時まで、休業期間、及び土日祝日9時から17時まで、正当な理由があり、かつ、指導教員が学生の利用中、情報処理演習室内に在室している場合に限り利用を認めています。演習室の時間外利用をする場合「時間外利用願」の提出が必要です。「時間外利用願」は利用希望日の16時30分までに、本館北棟3階教育研究支援室へ提出してください。

※「時間外利用願」は、本館北棟3階教育研究支援室に置いています。

④ 演習室を利用するときの注意事項

演習室のパソコンを利用するときは、以下の注意事項を厳守してください。注意事項に書いていることが厳守できない場合、該当学生に対して情報システム統括室長より、利用停止等の指導が行われます。

1. 演習室内は飲食（飲食物の持ち込みも）禁止です。但し、水分補給のためやむをえず飲料水を演習室に持ち込む場合は以下の事項を厳守してください。
 - ◎水分補給用の飲料水は密閉できる蓋付きの容器に入れ、こぼれないようにしてください。
 - ◎水分補給用の飲料水はカバンの中や床に置くなどし、絶対に机の上に置かないでください。
（パソコンやキーボードに水分が付着すると故障の原因となるので気を付けてください。）
 - ◎演習室内での水分補給は絶対にしないでください。
（水分補給をする場合は廊下に出るなどし、適切に行ってください。）飲食をした形跡を含め、度重なる飲食を確認した場合は演習室の開放を取りやめます。
2. パソコンゲームは禁止です。
3. ログオンしたまま席を離れないようにしてください。
他人に個人データを悪用される恐れがあります。席を離れる時は必ずログオフしてください。
4. ロック機能は使用しないでください。
5. プリンタの利用は授業に関係することのみとします。用紙がなくなった時は本館北棟3階教育研究支援室まで取りに来てください。
6. パソコンは精密機械です。大切に扱ってください。
特に液晶ディスプレイは表面が傷みやすいため触れないでください。
7. 少しでも異常があれば電源を切ったりせず、本館北棟3階教育研究支援室まで連絡してください。
8. 一人当たりのディスクの使用容量は1GBまでです。注意して使用してください。
（詳しくは、教育研究支援室職員にたずねてください。）
9. パスワードは高専統一パスワードポリシー(P22)に基づき管理してください。
10. ユーザIDとパスワードを、他人に教えたり、SNS等に公開したりしないでください。
11. 本校ネットワーク利用規則を遵守してください。

⑤ ネットワーク利用上の注意

特に以下の点に留意してください。

1) 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ネットワークの公共性を害するような妨害行為、教宣行為。
システムに侵入し改ざん・破損したり、それを企てる行為（不正アクセス行為）。
ネットワークを利用しての売買行為。

2) 利用者は、次に掲げるようなデータの送受信を行わないこと。

公序良俗に反するもの。
他人の名誉、プライバシーを損なうおそれのあるもの。
他人を誹謗、中傷し、不快感を与えるおそれのあるもの。
犯罪行為に結びつくおそれのあるもの。

⑥ 情報倫理ガイドライン

本校では、次の情報倫理ガイドラインが制定され、それに基づき演習室等の学内ネットワークが運営されていますので、このガイドラインは必ず守って下さい。

- ・ **法令遵守(コンプライアンス)**
法律や規則を守り、違法な情報を取得したり発信したりしない。
- ・ **個人情報・プライバシーの保護**
個人情報やプライバシーなど保護しなければならない情報をみだりに公開しない。
- ・ **情報セキュリティ意識の向上**
常にセキュリティ情報に注意を払い、ソフトウェアのアップデートやウイルスチェックを日常的に行うとともに、パスワードの安全性に注意する。
また、ウイルスチェックはOSに付属しているものを含めウイルス対策ソフトをインストールし実施すること。
- ・ **私的利用の禁止**
本校の情報システムは、教育・研究など学校の業務(学生については、勉学・研究など学生本来の活動)の為だけに使用する。
- ・ **迷惑・妨害行為の禁止**
情報システムの円滑な利用・運用の妨げとなる行為をしない。

※その他、わからないことがあれば、本館北棟3階教育研究支援室にいる職員までお尋ねください。

(3) 無線LAN

①無線LANの利用について

情報システム統括室では、学生自身の端末（ノートパソコン、スマートフォン等）を使用した学習環境を提供するため、無線LANを全学生に開放しています。無線LANアクセスポイントは勉強・研究などの学生本来の活動に利用するために設置しています。私的利用（ゲームや動画の視聴など）は禁止されています。

②無線LANアクセスポイントについて

利用可能な無線LANアクセスポイントは次のとおりとなっています。

SSID：oneKosen

ユーザIDとパスワード：情報処理演習室のユーザ名とパスワード

（「情報処理演習室のユーザ名」及び「情報処理演習室のユーザ名@nara-k.ac.jp」以外のユーザIDで利用はできません。）

ユーザ名とパスワードを入力しても無線LANが利用できない時は以下の設定を試してください。

CA証明書：システム証明書を使用

ドメイン：nara-k.ac.jp

EAP方式：PEAP

フェーズ2認証：MSCHAPv2

③無線LANを利用するときの注意

学内のネットワークに負荷がかかるような行為や不適切な使用があった場合には該当学生のアカウント停止や無線LANアクセスポイントに利用制限をかけることがあります（無線LANアクセスポイントの接続ログと無線LAN経由のすべての通信ログを記録しています）。この他にネットワーク利用上の注意(P23)も確認してください。

12. 諸 規 則 等

○奈良工業高等専門学校学則

昭和39年 4月 1日制定
令和 7年 3月 27日改正

第1章 目的及び目標

(目的及び目標)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第2章 修業年限及び在学年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学年限)

第2条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学・編入学・再入学（以下「転入学等」という。）した者の転入学等前までの在学期間は、前項に定める修業年限及び在学期間に算入する。

(学年)

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 開校記念日 4月18日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号までの休業日の休業開始日及び終了日は、校長がその都度定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、収容定員及び学科の人材養成目的

(学科、学級数、入学定員及び収容定員)

第7条 学科、学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員	収 容 定 員
機械工学科	1	40人	200人
電気工学科	1	40人	200人
電子制御工学科	1	40人	200人
情報工学科	1	40人	200人
物質化学工学科	1	40人	200人

(学科の人材養成目的)

第7条の2 学科の人材養成目的は、次のとおりとする。

学 科	人 材 養 成 目 的
機械工学科	幅広い産業分野における設計開発、生産技術、品質管理等の分野に対応できる基礎解析能力、課題解決能力、そしてコミュニケーション能力などを身につけた社会の発展に貢献できる機械系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

電気工学科	電気・電子工学の基礎理論と「電子回路」、「電力・エネルギー」、「電気電子材料」、「情報通信」の各分野についての知識と技術を身につけ、地球環境に配慮しながらIoTを活用して幅広い産業分野で活躍でき、協調性と倫理観を持った電気系技術者・研究者となりうる人材を養成する。
電子制御工学科	工業技術分野における機械・電気電子・情報・計測制御などに関する幅広い知識を融合・発展させることができ、基礎・先端分野で国際的に活躍しうる豊かな人間性と独創性を有し、複雑なシステムに関する問題解決能力を身につけたシステム系技術者・研究者となりうる人材を養成する。
情報工学科	情報化社会の新たな問題を解決するために必要とされる情報技術、コンピュータ、ネットワークおよびセキュリティに関する知識、技術、問題解決能力を身につけた情報系技術者・研究者となりうる人材を養成する。
物質化学工学科	産業構造の変革と技術の高度化に対応し、環境、バイオ、エネルギー及び新素材等の先端技術を担える能力を身につけた化学系技術者・研究者となりうる人材を養成する。

第4章 職員組織

(職員)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他の法令に定めるところによる。

(主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため事務部を置く。

第10条の2 前条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第5章 教育課程等

(授業日数)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第12条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目は、必修科目及び選択科目とし、全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上）とする。

3 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

4 特別活動は、別表第3のとおりとする。

5 授業科目の履修及び単位の計算方法に関し、必要な事項は別に定める。

(授業の方法)

第12条の2 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で履修させることができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について履修した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(留年者の履修科目)

第16条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目及び特別活動を再履修するものとする。ただし、特別に許可された科目については単位の修得が認められ、再履修を免除されることがある。

第6章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業
(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校又は義務教育学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業又は中等教育学校の前期課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第18条 校長は、入学志願者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項によるほか入学定員の一部について、出身中学校長の推薦に基づき学力検査を免除し、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び面接等の資料により、入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、所定の入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあつてはこの限りでない。

(編入学及び転学の許可)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を志望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がない場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

- 2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(入学の手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第21条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて、選考の上、第2学年までに限り、転科を許可することができる。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、第2条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

- 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第27条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 4 前2項、認定することができる単位数は、第13条並びに第14条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第28条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第29条 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第7章 専攻科

(設置)

第30条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第31条 専攻科は、高等専門学校本科における教育の基礎の上に、精深な程度において工学の高度な専門的知識と技術を教授するとともに、その研究を指導することにより、広く産業及び学術の発展に寄与することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第32条 専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
システム創成工学専攻	24人	48人
物質創成工学専攻	6人	12人

- 2 システム創成工学専攻に機械制御システムコース、電気電子システムコース及び情報システムコースを置く。
- 3 各専攻、各コースに連携教育プログラムを置く。

(専攻科の人材養成目的)

第32条の2 専攻の人材養成目的は、次のとおりとする。

専攻	人材養成目的
システム創成工学専攻 機械制御システムコース	機械・電子情報・制御工学等の知識を基礎に、より高度な設計能力、システム開発能力、メカトロニクス技術能力を身に付けた技術者・研究者となりうる人材を養成する。
システム創成工学専攻 電気電子システムコース	電気電子工学の基礎理論、電力システム、電気電子材料・機器、情報通信システムなどに関連する高度な知識と技術を修得し、新たなシステム創成で社会に貢献する技術者・研究者となりうる人材を養成する。
システム創成工学専攻 情報システムコース	コンピュータのハードウェア・ソフトウェア・ネットワークに関する知識を基礎に、高度な情報工学に関する技術と問題解決能力を身に付けた技術者・研究者となりうる人材を養成する。
物質創成工学専攻	時代の動向に対応し、環境、バイオ、エネルギー、新素材等の先端的研究開発やこれらを融合した新規プロセスの構築に必要な能力を身に付けた国際的に活躍できる技術者・研究者となりうる人材を養成する。

2 先端融合テクノロジー連携教育プログラムにおいては、各専攻、コースの人材養成目的に加え、分野横断的の俯瞰力を

備え、地域社会に貢献する技術者・研究者となりうる人材を養成することを目的とする。

(入学資格)

第33条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
 - 二 短期大学を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
 - 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 七 その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

第34条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第35条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(休学)

第36条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第37条 授業科目及び単位数等は、別表第4、別表第5、別表第8及び別表第9のとおりとする。

(修了)

第38条 学生は、専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得するものとする。

2 校長は、前項により所定の科目を修得した者に対し修了を認定し、修了証書を授与する。

(準用規定)

第39条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条の2、第14条、第22条第1項、第23条から第27条、第40条から第49条、第54条から第57条の規定を準用する。この場合において、第14条2項中「60単位」とあるのは「30単位」と、第27条中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、また、「60単位」とあるのは「30単位」と、第57条第二号中「第22条」とあるのは「第36条」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、先端融合テクノロジー連携教育プログラムの学生について、第40条から第49条に関しては別に定める。

(その他)

第39条の2 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第40条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）による額とする。

(検定料)

第41条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、所定の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学料は、所定の期日に納付するものとする。

(授業料)

第43条 学生は、所定の授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生は申し出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者は申し出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者等の授業料)

第44条 入学した者の入学時期が特別の事情により授業料納付時期後である場合に、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

第45条 前期又は後期の途中で復学、転学、編入学又は再入学（以下この条において「復学等」という。）をした者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第46条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第47条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、毎月所定の寄宿料を納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、休業前の寄宿料を納付するときに、当該休業期間中の寄宿料を併せて納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生は申し出又は承諾により、当該年度内に納付する寄宿料の総額の範囲内でその申し出又は承諾に係る額をその際納付することができる。

(入学料、授業料及び寄宿料の減免若しくは徴収猶予)

第48条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この条において「学資負担者」という。）が死亡した場合、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、又はこれらに準ずる場合であつて校長が相当と認める事由がある場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することができる。

- 2 入学する者が入学料を経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。
 - 3 学生又は学資負担者が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額若しくはその一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
 - 4 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。
 - 5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。
(納付した授業料等)
- 第49条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、申し出により当該授業料相当額を還付する。
- 一 第43条第3項及び第4項の規定により授業料を納付した者が、後期分の授業料徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分授業料
 - 二 第43条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合の当該授業料

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第50条 外国人で、本校の第2学年以上に編入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生（以下「留学生」という。）として入学を許可することができる。
- 第51条 留学生は、定員外とする。
- 第52条 留学生の教育課程その他の取扱いについては、別に定める。
- 第53条 留学生は、前条に定めるもののほか、本学則を準用する。

第10章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

- 第54条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。
(表彰)
- 第55条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。
- 2 表彰に関し、必要な事項は別に定める。
(懲戒)
- 第56条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告、その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。
- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当な事由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 停学の期間は、第2条及び第35条に規定する在学年限に算入し、修業年限に含まない。ただし、停学の期間が3か月を超えない場合には、修業年限に算入することができる。
(除籍)
- 第57条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍することがある。
- 一 長期間にわたり行方不明の者
 - 二 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
 - 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 四 第48条第1項及び第2項に規定する入学料免除及び徴収猶予の申請書を受理され、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者

第11章 研究生、聴講生及び科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

- 第58条 本校において、特定の専門事項について研究を志望する者があるときは、校長は、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関し、必要な事項は別に定める。
(聴講生)
- 第59条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志望する者があるときは、校長は、教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関し、必要な事項は別に定める。
(科目等履修生)

第60条 本校において開設する授業科目のうち1科目又は複数科目の履修を志望する者があるときは、校長は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生が修得した科目については、単位を認定することができる。

3 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第60条の2 高等専門学校(大学及び短期大学を含む。)間の相互単位互換協定に基づいて、本校において開設する授業科目のうち、特定の科目の履修を志望する者があるときは、校長は、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は別に定める。

第12章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第61条 本校に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。

(特別の課程)

第61条の2 本校は、本校の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程の編成及びその修了の証明書の交付に関し、必要な事項は別に定める。

第13章 学寮

(学寮)

第62条 本校に、学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第14章 自己評価等

(自己評価等)

第63条 本校の教育水準の向上に資するため、本校の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己評価等に関し、必要な事項は別に定める。

第15章 教育プログラム

第64条 削除

(地域創生マインド養成教育プログラム)

第65条 本校に、地域創生に貢献する人材の育成を目的として、地域創生に関する教育プログラムを置き、地域創生マインド養成教育プログラムと称するものとする。

2 地域創生マインド養成教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

(グローバル工学協働教育プログラム)

第66条 本校に、国際競争力を有するプロフェッショナルリーダー人材の育成を目的とした教育プログラムを置き、グローバル工学協働教育プログラムと称するものとする。

2 グローバル工学協働教育プログラム実施カリキュラムは、別表第6のとおりとする。

3 グローバル工学協働教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

(しなやかエンジニア教育プログラム)

第67条 本校に、感性と表現力、リーダーシップを備えたエンジニアリーダー人材の育成を目的とした教育プログラムを置き、しなやかエンジニア教育プログラムと称するものとする。

2 しなやかエンジニア教育プログラム実施カリキュラムは、別表第7のとおりとする。

3 しなやかエンジニア教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)

第68条 本校に、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的素養を有し、それを適切に活用できる人材の育成を目的とした教育プログラムを置き、数理・データサイエンス・AI教育プログラムと称するものとする。

2 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

第16章 雑則

(雑則)

第69条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この学則は、令和7年3月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

専攻科教育課程表

教養・専門基礎科目

区分	科目名	単位数	学年別配当			
			1年	2年		
教養	選択必修	特修英語I	2	2		4単位以上選択すること
		特修英語II	2	2		
		プレゼンテーション英語	2		2	
		アドバンスト・グローバルコミュニケーション	2	2		
	選択必修	地域と世界の文化論	2		2	2単位以上選択すること
		リーダーシップと意思決定	2	2		※2
		ビジネスデザイン	2		2	※2
開設単位数計		14				
専門基礎	必修	地域社会技術特論	2	2		
		技術者倫理	2	2		
	選択必修	数理科学	2	2		2単位以上選択すること
		物理学特論A	2	2		
		物理学特論B	2		2	
	選択	エンジニアと経営	2	2		※2
		インターンシップ	2	2		※3
		海外インターンシップ	2	2		※3、※4
		アドバンスト・グローバルエンジニアスキル	2	2		※1
		アドバンスト・グローバルチャレンジ	2	2		※4
開設単位数計		20				
教養・専門基礎科目開設単位数計		34				
<p>教養 専門基礎科目修得単位数 計 20単位以上修得すること</p> <p>(※1) グローバル工学協働教育プログラムのプログラム修了のためには必修</p> <p>(※2) しなやかエンジニア教育プログラムのプログラム修了のためには必修</p> <p>(※3) 物質化学工学科以外の出身学科で本科で「学外実習」未履修の場合はいずれかの科目を必修</p> <p>(※4) グローバル工学協働教育プログラムのプログラム修了のためにはいずれかを修得すること</p>						

専攻科教育課程表

教養・専門基礎科目

区分	科目名	単位数	学年別配当			
			1年	2年		
教養	選択必修	特修英語I	2	2		4単位以上選択すること
		特修英語II	2	2		
		プレゼンテーション英語	2		2	
		アドバンスト・グローバルコミュニケーション	2	2		
	選択必修	地域と世界の文化論	2		2	2単位以上選択すること
		リーダーシップと意思決定	2	2		※2
		ビジネスデザイン	2		2	※2
開設単位数計		14				
専門基礎	必修	地域社会技術特論	2	2		
		技術者倫理	2	2		
	選択必修	数理科学	2	2		2単位以上選択すること
		物理学特論A	2	2		
		物理学特論B	2		2	
	選択	エンジニアと経営	2	2		※2
		インターンシップ	2	2		
		海外インターンシップ	2	2		※3
		アドバンスト・グローバルエンジニアスキル	2	2		※1
		アドバンスト・グローバルチャレンジ	2	2		※3
	開設単位数計		20			
教養・専門基礎科目開設単位数計		34				
<p>教養 専門基礎科目修得単位数 計 20単位以上修得すること</p> <p>(※1) グローバル工学協働教育プログラムのプログラム修了のためには必修</p> <p>(※2) しなやかエンジニア教育プログラムのプログラム修了のためには必修</p> <p>(※3) グローバル工学協働教育プログラムのプログラム修了のためにはいずれかを修得すること</p>						

専攻科教育課程表

専門科目 (システム創成工学専攻)

区分	科目名		単位数	学年別配当		備考	
				1年	2年		
専 門 必 修	工学基礎研究		10	10		いずれかを選択	
	地域創生工学研究		10	10			
	特別研究		10		10		
	システムデザイン演習		3	3			
	システム設計論Ⅰ		2	2			
	システム設計論Ⅱ		2	2			
	機械制御システムコース		電子情報設計技術基礎	2	2		
	電気電子システム、情報システムコース		機械設計技術基礎	2	2		
	機械制御システムコース		研究力向上セミナーⅠ(機械制御系)	2	2		
	機械制御システムコース		研究力向上セミナーⅡ(機械制御系)	2	2		
	電気電子システムコース		研究力向上セミナー(電気電子系)	2	2		
	情報システムコース		研究力向上セミナーⅠ(情報系)	2	2		
	情報システムコース		研究力向上セミナーⅡ(情報系)	2		2	
	専門必修開設単位数 計			51	39	12	
	専 門 選 択	機械制御システムコース		実用技術英語(機械系)	2	2	
電気電子システム、情報システムコース		実用技術英語(電気電子・情報系)	2	2			
3コース共通		計測工学特論	2		2		
		ヒューマンインターフェース	2		2		
機械制御システムコース		システム工学特論	2	2			
		制御工学特論	2	2			
		特殊加工学	2		2		
		工業材料	2		2		
		流体力学特論	2		2		
		計算機援用設計	2		2		
		輸送現象論	2		2		
電気電子システムコース		電気電子回路特論	2	2			
		電磁気学特論	2	2			
		電子物性	2		2		
		エネルギーエレクトロニクス	2		2		
		情報伝送	2		2		
		電力システム工学特論	2		2		
情報システムコース		計算理論	2	2			
		計算機ハードウェア	2	2			
		ソフトウェア設計	2		2		
		情報工学基礎論	2		2		
		メディアシステム論	2		2		
専門選択開設単位数 計			44	16	28		
専門科目開設単位数 計			95	55	40		
システム創成工学専攻 合計			129				
専門科目修得単位数 計 42単位以上							

専攻科教育課程表

専門科目 (物質創成工学専攻)

区分	科目名	単位数	学年別配当		備考	
			1年	2年		
専 門	必 修	工学基礎研究	10	10		いずれかを選択
		地域創生工学研究	10	10		
		特別研究	10		10	
		研究リテラシー	2	2		
		実践化学英語	2	2		
		先端工学特論	2		2	
		専門必修開設単位数 計	36	24	12	
	選 択	量子化学	2	2		
		現代有機合成化学	2	2		
		物質分析工学	2	2		
		細胞工学	2	2		
		応用反応工学	2	2		
		選択的有機反応論	2		2	
電子応用化学		2		2		
資源エネルギー工学		2		2		
生物構造化学		2		2		
生物化学工学特論		2		2		
拡散工学特論	2		2			
専門選択開設単位数 計	22	10	12			
専門科目開設単位 計		58	34	24		
物質創成工学専攻 合計		92				
専門科目修得単位数 計 42単位以上						

専攻科教育課程表

専門科目 (物質創成工学専攻)

区分	科目名	単位数	学年別配当		備考	
			1年	2年		
専門	必修	工学基礎研究	10	10		いずれかを選択
		地域創生工学研究	10	10		
		特別研究	10		10	
		研究リテラシー	2	2		
		実践化学英語	2	2		
		先端工学特論	2		2	
		専門必修開設単位数 計	36	24	12	
	選択	量子化学	2	2		
		現代有機合成化学	2	2		
		物質分析工学	2	2		
		細胞工学	2	2		
		応用反応工学	2	2		
		選択的有機反応論	2		2	
		電子応用化学	2		2	
		資源エネルギー工学	2		2	
		生物化学工学特論	2		2	
		拡散工学特論	2		2	
	専門選択開設単位数 計	20	10	10		
	専門科目開設単位 計		56	34	22	
物質創成工学専攻 合計		90				
専門科目修得単位数 計 42単位以上						

○奈良工業高等専門学校専攻科履修規程

平成4年4月 1日制定
令和6年12月12日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)専攻科における履修、試験、学業成績の評価及び修了の認定等については、この規程の定めるところによる。ただし、先端融合テクノロジー連携教育プログラムの履修学生については、奈良工業高等専門学校専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修規程の定めるところによる。

(履修)

第2条 専攻科授業科目の履修は、学則別表第4及び別表第5によるものとする。

(履修申請)

第3条 履修に当たっては、各学期の始めの指定時期までに、別に定める所定の手続きをもって申請しなければならない。

(履修の特例)

第4条 他専攻授業科目に係る履修を希望するとき、又は他学年の授業科目の履修を希望するときは、各学期の始めの指定時期までに他専攻・他学年授業科目履修許可願(別記様式第1号)を専攻科長に提出し、許可を受けなければならない。他専攻授業科目及び所属学年以外の授業科目は、専攻科長が許可したのものについて、履修することができる。

2 他専攻の授業科目については、4単位に限り修了要件に含むことができる。

(試験)

第5条 授業科目の成績評価は、授業科目終了期の定期試験により行う。

2 定期試験は、教科担当教員が学期末の講義時間に実施する。

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった学生に対しては、願い出により追試験を実施することができる。

(成績の評価及び評定)

第7条 授業科目の成績は、試験の成績及び平常点を総合して、100点法により評価し、次の評語の区分により評定する。

評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
評語	S	A	B	C	F
	合格				不合格
Grade Point (GP)	4	3	2	1	0

2 特別研究、工学基礎研究、地域創生工学研究、インターンシップ及び海外インターンシップは、S・A・B・C・Fで評定する。

3 授業科目の成績原簿への登記は評点で行う。ただし、部外への証明書の交付は、S・A・B・C・Fの表記とする。

(再履修)

第8条 不合格科目は、再履修願(別記様式第2号)を提出することにより、次年度の当該科目の定期試験により評価することができる。ただし、2年次授業科目については、当該年度内に再試験を実施し評価することができる。

(修了の認定)

第9条 専攻科の修了を認定しようとするときは、専攻科委員会において認定に必要な資料を整える。

2 前項の資料に基づき運営会議の議を経て、校長が認定の可否を決定する。

(履修すべき教育課程)

第10条 専攻科の教育課程の変更が生じた場合でも、学生は、入学時の教育課程を履修することとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年度 期 他専攻・他学年授業科目履修許可願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

所属専攻名
学籍番号
氏 名

下記のとおり他専攻・他学年の授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

授業区分	授業科目	単位数	担当教員	曜・限	開設専攻・学年
					専攻 年
					専攻 年

専攻代表	授業担当教員	指導教員

※他専攻の授業科目又は他学年の授業科目を履修希望する場合は、指導教員、授業担当者、専攻代表の許可を必要とする。

再 履 修 願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

年度入学
所属専攻
学籍番号
氏 名

「奈良工業高等専門学校専攻科履修規程」第8条に基づき、下記のとおり再履修申請をしますので、許可くださるようお願い申し上げます。

記

再履修授業科目名	単位	担当教員名	担当教員印	専攻科長印

○奈良工業高等専門学校専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修規程

令和2年3月12日制定

令和6年12月12日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラムにおける履修、試験、学業成績の評価及び修了の認定等については、この規程の定めるところによる。

(履修)

第2条 専攻科連携教育プログラム授業科目の履修は、学則別表第8及び別表第9によるものとする。

(履修計画書及び履修届)

第3条 履修に当たっては、入学後の指定期日までに履修計画書（別記様式第1号）を提出するとともに、各学期の始めの指定期日までに履修届（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(試験)

第4条 授業科目の成績評価は、授業科目終了期の定期試験により行う。

2 定期試験は、教科担当教員が学期末の講義時間に実施する。

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった学生に対しては、願い出により追試験を実施することができる。

(成績の評価及び評定)

第6条 授業科目の成績は、試験の成績及び平常点を総合して、100点法により評価し、次の評語の区分により評定する。

評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
評語	S	A	B	C	F
	合格				不合格
Grade Point (GP)	4	3	2	1	0

2 別表第1の本校専攻科開設科目の成績は、S・A・B・C・Fで評定する。

3 授業科目の成績原簿への登記は評点で行う。ただし、部外への証明書の交付は、S・A・B・C・Fの表記とする。

(再履修)

第7条 不合格科目は、再履修願（別記様式第3号）を提出することにより、次年度の当該科目の定期試験により評価することができる。ただし、2年次授業科目については、当該年度内に再試験を実施し評価することができる。

(連携教育大学での修得科目の成績の評価、評定及び修了要件に係る取扱い)

第8条 連携教育大学の授業科目については、30単位に限り、修了要件として認定（以下「単位認定」という。）する科目に含めることができる。ただし、別表第2に従い、類似科目についての単位認定に制限を設ける。

2 単位認定を受けようとする学生は、連携教育プログラム単位認定申請書（別記様式第4号）を提出するものとする。

3 前項の申請に基づき、専攻科委員会は単位認定を審議するものとする。

4 単位認定された授業科目の評価は、連携教育大学における評点により行い、第6条を準用するものとする。ただし、別表第1の連携教育大学開設科目はS・A・B・C・Fで評定する。

(修了の認定)

第9条 連携教育プログラムの課程により62単位以上を修得し、かつ連携教育大学の卒業を認定された者に対し、連携教育プログラムの修了を認定する。

第10条 専攻科連携教育プログラムの修了を認定しようとするときは、専攻科委員会において認定に必要な資料を整える。

2 前項の資料に基づき運営会議の議を経て、校長が認定の可否を決定する。

(履修すべき教育課程)

第11条 専攻科の教育課程の変更が生じた場合でも、学生は、入学時の教育課程を履修することとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則 (令和6年12月12日一部改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1, 第2 略

先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修計画書

工学専攻 _____ コース 学篇番号_A _____ 氏名 _____

先端融合テクノロジー連携教育プログラムの履修計画は下記のとおりです。

Table with columns: 区分, 科目名, 単位数, 履修を希望する学年に単位数を記入, 修得条件. Rows include 教養, 専門基礎, 専門, 奈良高専専攻科, 豊橋技術科大学, 履修希望科目単位数(修了要件) 合計, 豊橋技術科大学開設 科目単位数(修了要件) 合計, 豊橋技術科大学開設 科目単位数(修了要件) 合計, 豊橋技術科大学開設 科目単位数(修了要件) 合計.

※ 豊橋技術科大学開設科目の単位数は奈良高専専攻科の単位換算基準に依り換算した数値を記入

【奈良工業高等学校専攻科開設科目】

Table with columns: 区分, 科目名, 単位数, 履修を希望する学年に単位数を記入, 修得条件. Rows include 教養, 専門基礎, 専門, 教養・専門基礎履修希望科目単位数 合計.

※ 豊橋技術科大学開設科目の単位数は奈良高専専攻科の単位換算基準に依り換算した数値を記入すること。

Table with columns: 区分, 科目名, 単位数, 履修を希望する学年に単位数を記入, 修得条件. Rows include 共同開設科目, 必修, 選択, 共通科目, 機械制御システム系科目, 電気電子システム系科目, 情報システム系科目, 情報システム系科目, 物質創成工学系科目, 専門履修希望科目単位数 合計.

※ 豊橋技術科大学開設科目の単位数は奈良高専専攻科の単位換算基準に依り換算した数値を記入すること。

履 修 届
(先端融合テクノロジー連携教育プログラム)

工学専攻 _____ コース 学籍番号-A _____ 氏名 _____

令和 ____年度(前・後)期の履修について、下記のとおり申請します。

【奈良工業高等専門学校専攻科開設科目】

区分	科目名	単位数	履修条件 (豊橋技術大開設科目を含めた単位数)	合計 単位数
教 養	必修	2	4単位以上修得すること	44
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
専 門	必修	6	6単位以上修得すること	44
	選択必修	6	6単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	
	必修	2	2単位以上修得すること	
	選択必修	2	2単位以上修得すること	

【豊橋技術科学大学開設科目】 (共同開設科目を除く)

区分	科目名	単位数	履修条件(単位数を記入)		備考
			1年	2年	
教 養	外国語科目				
	人文科学・社会科学科目				
	専門Ⅱ 数物系科目				
	専門Ⅱ 数物系科目				
専 門	学術系科目				
	機械工学課程				
	電気・電子情報工学課程				
	情報・知能工学課程				
専 門	応用化学・生命工学課程				
	建築・都市システム学課程				
	物質創成工学系科目				
	物質創成工学系科目				

※ 単位数は奈良工業高等専門学校専攻科の単位換算基準に従い換算した数値を記入すること。

【豊橋技術科学大学開設科目】

区分	科目名	単位数	履修を希望する科目に○を記入	備考
教養	外国語科目			
	人文科学・社会科学科目			
専門基礎	専門Ⅱ数物系科目			
	学術養育科目			
共同開設科目	卒業研究ⅠB	6		
	卒業研究ⅡB	6		
	先端融合テクノロジーセミナーⅡ	2		
選択	実務訓練A	2		
	実務訓練B	2		
機械工学課程				
電気・電子情報工学課程				
情報・知能工学課程				
応用化学・生命工学課程				
建築・都市システム課程				

※ 単位数は奈良高専専攻科の単位換算基準に従い換算した数値を記入すること。
 ※ 豊橋技術科学大学の開設科目については、豊橋技術科学大学の取り決めに従い、別途履修申請を行うこと。

別記様式第3号

再履修願
 (先端融合テクノロジー連携教育プログラム)

令和 年 月 日

奈良工業高等学校専攻科長 殿

令和 年度入学

所 属 専 攻 工 学 専 攻

コ ー ス システムコース

学 籍 番 号

氏 名

「奈良工業高等学校専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修規程」第7条に基づき、下記のとおり再履修申請をしますので、許可下さるようお願い申し上げます。

記

再履修授業科目名	単 位	担 当 教 員 名	担当教員印	専攻科長印

連携教育プログラム単位認定申請書 (先端融合テクノロジー連携教育プログラム)

工学専攻 _____ コース 学籍番号 A _____ 氏名 _____
 豊橋技術科学大学で修得した下記の単位について、奈良高専専攻科において修得したものとみなし単位の認定を申請します。

区分	認定申請科目名	認定単位数	備考
教 養	外国語科目		
	人文科学・社会科学科目		
	専門II教務系科目		
	芸術養育科目		
専 門 基 礎	教養・専門基礎科目 合計		
	共同開設科目		
	必修		
	選択		
	機械工学課程		
	電気・電子情報工学課程		
	情報・知能工学課程		
	応用化学・生命工学課程		
	建築・都市システム学課程		
	専門科目 合計		30単位以内
	認定申請単位数 総計		

※ 単位数は奈良高専専攻科の単位換算基準に従い、換算した数値を記入すること。

○奈良工業高等専門学校専攻科の他大学等における修得単位認定に関する規程

平成20年4月1日制定

令和6年12月12日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第39条において準用する第14条及び第27条に規定する大学等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。ただし、先端融合テクノロジー連携教育プログラムの履修学生については、奈良工業高等専門学校専攻科先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修規程により定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- 一 大学又は短期大学（専攻科を含む。）における学修
- 二 他の高等専門学校専攻科における学修
- 三 外国の大学における学修
- 四 その他専攻科委員会において教育上特に有益と認める学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって前条の各号について学修しようとする学生は、事前に指導教員を経て、他高専・他大学等授業科目履修願（別記様式第1号）により専攻科長に届出するものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期終了時に、大学等において取得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第2号）に成績証明書その他必要書類を添えて専攻科長に提出するものとする。

(単位認定)

第5条 前条の申請があったときは、専攻科委員会で審議するものとする。

2 専攻科委員会は、審議に当たって、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 専攻科長は、単位認定の結果を、大学等において取得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(評語及び修了要件に係る取扱い)

第7条 単位認定された授業科目の評語は「認定」とする。

2 単位認定された授業科目は、専攻科修了要件として認定される選択科目となり、認定できる単位数は、第2条の一号から四号までを合わせて、30単位を限度とする。

3 成績原簿への登記並びに部外への諸証明は、認定単位数合計を表記する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年3月31日に在学する者から適用する。
- 2 他の教育施設で修得した授業科目の単位の認定に関する内規（平成5年12月16日）は廃止する。

(中略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号

令和 年度 期 他高専・大学等授業科目履修願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

所屬学科・専攻
学籍番号
氏 名

下記のとおり他高専・大学等の授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

授業区分	授業科目名	単位数	担当教官	曜・限	開設大学・高専 学年	大学 学部 学科 年	大学 学部 学科 年	大学 学部 学科 年

専攻代表

指導教員

別記様式第2号

大学等において取得した単位に係る単位認定申請書

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校専攻科長 殿

所屬専攻
学籍番号
氏 名

下記のとおり他大学等において単位を取得しましたので報告します。

記

授業区分	授業科目名	単位	大学等名称	認定時期	評価	備考

別記様式第3号

大学等において取得した単位に係る単位認定通知書

所属学科・専攻 _____
学籍番号 _____
氏名 _____

授業区分	授業科目名	単位	認定時期	備考

学則第13条及び第14条の規定に基づき、上記のとおり本校において取得したものとみなし単位を認定する。

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校 印

○奈良工業高等専門学校専攻科学外実習実施要項

平成16年4月1日制定
令和7年5月19日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校学則第37条別表第4に掲げる「インターンシップ」に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学外実習は、企業・大学その他公的機関等において、実習体験することにより、実践的技術感覚を体得させるとともに、学生の学習意欲の向上および専攻科修了後の進路に対する職業意識の形成等を目的とする。

(対象学生)

第3条 第1学年および第2学年とする。

(実習機関)

第4条 この要項の実習先は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が認めた企業の生産研究部門及び大学その他公的機関等（以下「実習機関」という。）とする。

(実習の期間・時間)

第5条 実習機関における実習は、原則として、実働10日間以上合計70時間以上実施するものとする。ただし、実習の事前指導(マナー教育、実習先の下調べ)、事後の報告会、報告書の作成までにかかった時間を最大20時間までみとめ、実習時間の合計90時間以上とすることができる。(実習のテーマ等)

第6条 学外実習のテーマおよび内容については、本校と実習機関が協議して定める。

(学外実習実施責任者及び学外実習指導教員)

第7条 学外実習実施責任者（以下「実施責任者」という。）は専攻科長をもって充て、学外実習指導教員（以下「指導教員」という。）は当該学生の所属する専攻の工学基礎研究指導教員、地域創成工学研究指導教員又は特別研究指導教員をもって充てる。また、各専攻、各コースに「インターンシップ」担当教員を置く。

(実施責任者の業務)

第8条 実施責任者は、次に掲げる業務に当たるものとする。

- (1) 実習生の災害防止及び災害補償に関し、本校と実習機関との連絡調整
- (2) 実習生の実習機関の申込受付及び受入依頼
- (3) 実習生の実習機関への配属

(指導教員の業務)

第9条 指導教員は、実施責任者と協議の上、次の業務に当たるものとする。

- (1) 実習中の安全、就業心得等の事前指導
- (2) 実習中に発生した事故又は異常事態の処理及び報告
- (3) 実習機関との連絡調整及び実習生の状況把握
- (4) 実習内容、テーマ等に関する指導、助言

(学外実習機関責任者)

第10条 学外実習機関は、実習責任者を定め、実習の指導及び実習終了後、その評価を行うものとする。(別記様式1)

(実習申し込み)

第11条 実習を希望する学生は次の書類を指導教員を経て実施責任者に提出するものとし、実施責任者は実習機関へ実習申し込み手続きを行う。

- (1) 実習申込書(本校所定(別記様式2)又は実習機関の指定する書類)
- (2) 誓約書(本校所定(別記様式3)又は実習機関の指定する書類)
- (3) 傷害保険等の加入を証明する書類
- (4) その他実習機関が必要とする書類

(実習報告)

第12条 実習生は、実習終了後直ちに、次の書類を指導教員を経て実施責任者に提出するものとする。

- (1) 専攻科学外実習証明書(別記様式1)
- (2) 専攻科学外実習報告書(別記様式4)
- (3) 学外実習日誌(別記様式5)

(評価)

第13条 「インターンシップ」の評価は、前条に定める書類および実習報告会に基づき、学生の所属する専攻、コースにおいて審議し、インターンシップ担当教員がとりまとめる。

2 評価は、前・後期末にS・A・B・C・Fで評定する。

(実習経費)

第14条 実習に関する経費は、原則として実習生の負担とするものとする。

(保険等の加入)

第15条 実習生は、必ず傷害保険、賠償責任保険に加入するものとする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、学外実習に関し必要な事項は、専攻科委員会において審議決定する。

(事務)

第17条 学外実習の事務は、学生課で行う。

附 則(平成20年4月1日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

(中略)

附 則(令和7年5月19日)

この要項は、令和7年5月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式1, 2, 3, 4, 5

様式1

令和 年 月 日

専攻科学外実習証明書

奈良工業高等専門学校長 殿

事業所名
責任者名

印

下記のとおり当所において実習を終了したことを証明します。

学校学年	奈良工業高等専門学校 専攻科 _____ 工学専攻 _____ コース 第 ____ 学年			
氏名	期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	総日数	日
実習事業場	間		総時間	時間
実習内容				
実習初見	評価	<input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや劣る <input type="checkbox"/> 劣る		
	実習態度についての総合所見			
その他特記事項	出席状況	出席 日	欠席 日	遅刻 日
	出欠状況	出席 日	欠席 日	早退 日
その他特記事項	今後本人を指導するうえでの参考事項等			

※厳封のうえ実習生に交付してください。

様式2

令和 年 月 日

専攻科学外実習申込書

奈良工業高等専門学校
専攻科長 殿

専攻科 _____ 工学専攻 _____

氏名 _____ コース 第 ____ 学年
_____ 印

下記のとおり学外実習を申し込みます。

実習機関名	
〒	
実習機関連絡先	
TEL:	
実習期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (日間 時間)
実習テーマ	
実習内容 (予定)	

指導教員	インターンシップ担当教員

様式3

令和 年 月 日

_____ 殿

奈良工業高等専門学校

専攻科 _____ 専攻

_____ コース 第 _____ 学年

氏 名 _____ 印

誓 約 書

私は、貴社の作業規則ならびに指導者の指示に従い、常に安全作業を心がけ、実習の中で知り得た秘密を守ることを誓約いたします。

様式4

令和 年 月 日

専攻科学外実習報告書

奈良工業高等専門学校
専攻科長 殿

専攻科 _____ 専攻

_____ コース 第 _____ 学年

氏 名 _____ 印

下記のとおり実習を終了しましたので報告します。

実習機関名	
実習期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (日間 時間)
実習テーマ	
実習内容	

インターンシップ担当教員確認欄

(様式1) 実習証明書	(様式5) 実習日誌	報告会	評価欄* (S・A・B・C・F)	インターンシップ担当教員

*成績は専攻・コースごとに成績報告票にまとめて報告すること。

様式5

専攻科学外実習日誌

専攻科 _____ 専攻 _____

_____ コース 第 _____ 学年

氏名 _____ 印 _____

実習機関名	時間	実習内容
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	
月 日 ()	時 分 ～ 分	

○奈良工業高等専門学校学生の国際学会発表奨励金取扱要項

(平成22年2月12日制定)

第1 奨励金の趣旨

奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生が国内外で開催される国際学会で発表する場合の学会参加費の全額又は一部を奨励金として支援支給することにより、本校学生の国際的な研究発表活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 奨励金の概要

(1) 支給対象者

本校専攻科若しくは本科に在籍する学生で、原則として教員に帯同して国際学会で研究発表を行う者

(2) 奨励金の額

奨励金は、送金手数料を除く国際学会発表登録費に充当することとし、年間40,000円以内とする。

(3) 奨励金の適用を受ける学会

学生の指導教員が奨励金受給申請学生の研究成果を発表する国際学会としてふさわしいと判断した国際学会とする。

第3 受給申請手続

奨励金を受給しようとするときは、別記様式1の「国際学会発表奨励金申請書」に以下の書類を添付し、指導教員及び専攻科長（本科学生にあつては教務主事）を経て校長に提出するものとする。

- (1) 国際学会発表登録時の資料（発表題目、概要を記したもの）及びプロシーディングス（抄録・論文）が受理された旨が確認できる書類、又は主催者（受け入れ先）の invitation letter（発表代表者宛で可）の写し
- (2) 国際学会発表登録費用の支払い実費額を示す書類の写し
- (3) 振込依頼書（本校所定様式）

第4 発表完了後の報告

奨励金受給学生は、国際学会の発表終了後、2週間以内に別記様式2の「国際学会発表完了報告書」を指導教員及び専攻科長（本科学生にあつては教務主事）を経て校長に提出するものとする。

附則 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式 1

校 長	専攻科長 教務主事	学生課長	課長補佐	担当係長	担 当 係
奈良工業高等専門学校校長 殿 国際学会発表奨励金申請書 次のとおり国際学会で研究発表を予定していますので、資料を添えて奨励金の支給を申請します。					
申請学生の 所属氏名	専攻・学科	学 年	氏 名	名	印
帯同する指導 教員の所属氏名	学 科	氏 名	氏 名	名	印
発表する国際 学会名称等	発表日	令 和 年 月 日			
	場 所	(国名・会場等)			
	学 会 名				
発 表 題 目					
奨励金申請額	_____ 円				
備 考	この奨励金は、国際学会発表登録費に充当し、年間40,000円以内とする。 添付書類 <input type="checkbox"/> 旅行目的に関する資料(学会HP、パンフレット表紙などのコピー) <input type="checkbox"/> 国際学会発表登録時の資料(発表題目、アブストラクト、論文が受理された旨が確認できる書類、主催者のinvitation letterの写し) <input type="checkbox"/> 国際学会発表登録費用の支払い実績額を示す書類の写し(支払者氏名印字有) <input type="checkbox"/> 振込依頼書(本校所定様式) 既に他で申請している場合も必ず必要				

別記様式 2

校 長	専攻科長 教務主事	学生課長	課長補佐	担当係長	担 当 係
奈良工業高等専門学校校長 殿 国際学会発表完了報告書 国際学会研究発表が完了しましたのでご報告いたします。					
申請学生の 所属氏名	専攻・学科	学 年	氏 名	名	印
帯同した指導教 員の所属氏名	学 科	氏 名	氏 名	名	印
発表した国際 学会名称等	発表日	令 和 年 月 日			
	場 所	(国名・会場等)			
	学 会 名				
発 表 題 目					
備 考					

後援会規程

専攻科学生の学会発表援助費の支給について

- 平成23年4月1日 制定
- 平成30年4月1日 改正
- 令和4年5月1日 改正

奈良工業高等専門学校専攻科教育の中核である特別研究の学会発表を振興するため、専攻科学生が学会発表する場合の援助費については、次に定めるところによる。

1. 学会発表援助額
 - (1) 学会発表援助額は、一人年間3万円を限度とする。
 - (2) 援助対象は、旅費または学会参加費とし、旅費については後援会旅費支給基準を援用する。
 - (3) 総額が上限3万円の限度内であれば、一人年間複数回の学会発表に対して、援助可能とする。
 - (4) 教員の研究費等で旅費等の支給を受ける場合は、重複して援助することができない。

2. 支給手続き

援助を受けようとする学生は、別紙「学会発表援助費申請書」を指導教員の確認を受け学生課に提出するものとする。

- 附 則
1. この申し合わせは、平成23年4月1日から実施する。
 2. 専攻科学生に対する学会発表援助費取り扱い要項(平成12年5月12日)は、廃止する。
- 附 則
1. この申し合わせは、平成27年4月1日から実施する。
- 附 則
1. この申し合わせは、平成30年4月1日から実施する。
- 附 則
1. この申し合わせは、令和4年5月1日から実施する。

専攻科長 <small>専攻科長印は必ず捺印する</small>	指導教員
-------------------------------------	------

学会発表援助費申請書

後援会長 殿 _____年____月____日
 _____工学専攻 _____シブコース _____年

氏 名 _____
 (記名押印又は署名)

私こと、このたび下記のとおり学会で発表することになりましたので、旅費等の援助をいただきますよう申請します。

記

1. 学会発表日 _____年____月____日 (____)
2. 発表学会名 _____
3. 発表会場 会場名 _____
 会場住所 _____ (最寄り駅: _____)
4. 申請内容 (申請する項目に金額を記入すること)
 - 学会参加費 (振込手数料含む) _____円
 - 交通費 (往・復) _____円
 - 宿泊費 (1泊あたり4,000円まで) _____円
 - その他 (_____) _____円

計: _____円

本年度内で前回までの累計受取金額 _____円

5. 添付書類
 - 発表会の要項 (日時、場所、発表者が確認できる頁) の写し
 - 支払いを証明する書類 (領収書等)

※学生課処理欄

実 費 額	支 給 額
円	円

上記金額を領収しました。 _____年____月____日

氏名 _____ 印 _____

後援会規定

奈良工業高等専門学校と奈良先端科学技術大学院大学との連携教育プログラムに係る
研究マッチング援助費の支給について

令和6年11月16日 制定

奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)と奈良先端科学技術大学院大学(以下「大学」という。)との間で令和5年12月7日付けで連携教育プログラムを実施することについて覚書が締結された。

当該連携教育プログラムの実施にあたり、本校専攻科入学前に研究マッチングを行う必要があり、令和7年4月以降の本校専攻科入学予定者に対して、大学と研究マッチングを進めるにあたり、必要な旅費交通費の支援について以下のとおり定める。

1. 対象
 - (1) 令和7年4月以降に専攻科入学予定かつ当該連携教育プログラムを履修予定であつて後援会に加入している5年生
 - (2) 令和7年4月以降に専攻科に入学し、かつ当該連携教育プログラムを履修予定であつて後援会に加入している専攻科1年生
2. 援助額
 - (1) 本校から大学までの往復交通費で、大学を研究室マッチングのために訪問した回数に乗じた金額
 - (2) 援助額は1人年間 30,000 円を上限とする。
3. 支給手続き
 - (1) 援助を受けようとする学生は、別紙「連携教育プログラム研究マッチング援助費申請書」を指導教員の確認を受け、学生課に提出するものとする。
 - (2) この要項が制定される以前の令和6年度実績について、経過措置として溯及して処理を行うことができるものとする。
4. その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、都度検討の上定めるものとする。

附 則

この要項は、令和6年11月16日から実施する。

教務主事/専攻科長	指導教員

連携教育プログラム研究マッチング援助費申請書

後援会長 殿

年 月 日

工学専攻 5年
シフトコース 1年

氏 名 _____
(記名押印又は署名)

私こと、この度奈良先端科学技術大学院大学との連携教育プログラム履修にあたって研究マッチングを行うこととなりましたので、旅費交通費に関する援助費を申請します。

1. 研究マッチング実施日(例：11/1(金))

2. 訪問研究室名

3. 申請内容(申請する項目に金額を記入すること)
旅費交通費(@ 回) _____ 円

本年度内で前回までの累計受取金額 _____ 円

4. 添付書類
訪問の証拠となるメール等

※学生課処理欄

実費額	支給額

上記金額を領収しました。

氏名 _____ 年 月 日 印

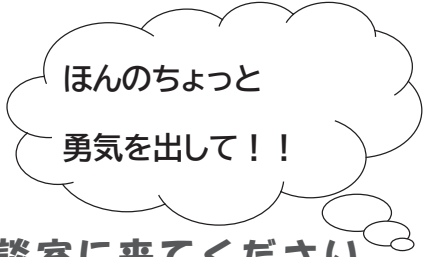
令和8年度 年間行事予定表

奈良工業高等専門学校

日曜	10月							11月							12月							1月							2月							3月																											
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																					
1	木	後期授業開始(本科・専攻科)全校集会						1	日						1	火						1	日						1	月	↑ 学年末試験(本科・2月9日まで)					1	月						1	月																			
2	金							2	月						2	水						2	月						2	火						2	火						2	火						2	火												
3	土							3	水	文化の日					3	木						3	木						3	水						3	水						3	水						3	水						3	水					
4	日							4	水						4	金						4	金						4	木	閉寮・寮生集会 ↑ 全国高等学校体育大会(ラグビーフットボール:9日まで)					4	木						4	木						4	木						4	木					
5	月							5	木	マリンハ(演劇鑑賞会(3年)(予定))					5	土						5	土						5	金	学年末試験・入学試験前全校清掃 ↑ 専攻科後期授業終了					5	金						5	金						5	金												
6	火							6	金						6	日						6	日						6	土						6	土						6	土						6	土												
7	水							7	土	↑ 高専祭(8日まで)					7	月						7	月						7	火						7	火						7	火						7	火												
8	木	社会工場の見学(1~4年)専攻科学外研修						8	日						8	火						8	火						8	水	試験予備日・補講日 専攻科授業なし					8	水	試験予備日・補講日 専攻科特別研究発表会後補日					8	水						8	水												
9	金							9	月	高専祭後片付け					9	水						9	水						9	木						9	木						9	木						9	木												
10	土							10	火						10	木	人権教育特別講演会(6年)				10	木	人権教育特別講演会(6年)				10	金						10	金						10	金						10	金														
11	日	近畿地区高専ロボコン						11	水	月曜振替授業					11	金					11	金						11	土						11	土						11	土						11	土													
12	月	スポーツの日						12	木	人権教育特別講演会(4年)					12	土					12	土						12	日						12	日						12	日						12	日													
13	火							13	金						13	日					13	日						13	月	月曜振替授業					13	月						13	月						13	月													
14	水							14	土	後期ブツファンディング(現地)近畿地区高専体育大会(ラグビーフットボール:2日)					14	月					14	月						14	火	入学試験前全校清掃 いじめ防止週間(2日まで)					14	火						14	火						14	火													
15	木	人権合同特活(6年)いじめ防止週間(22日まで)						15	日	全国高専ロボコン					15	火					15	火						15	水	特別日課(登校禁止)					15	水						15	水						15	水													
16	金	月曜振替授業						16	月						16	水					16	水						16	木	特別日課(登校禁止)					16	木						16	木						16	木													
17	土	卒業準備訓練 学祭秋季レクリエーション大会						17	火						17	木	進路ガイダンス(4年) 学祭大掃除			17	木						17	金						17	金						17	金						17	金														
18	日	TOEIC Bridge-IPテスト(6年)						18	水						18	金					18	金						18	土						18	土						18	土																				
19	月							19	木	社企人教育セミナー(2年)					19	土					19	土						19	日						19	日						19	日																				
20	火							20	金						20	日					20	日						20	月						20	月						20	月																				
21	水							21	土						21	月					21	月						21	火						21	火						21	火																				
22	木	スポーツ大会						22	日	勤労感謝の日					22	火					22	火						22	水						22	水						22	水																				
23	金							23	月	振替休日					23	水					23	水						23	木						23	木						23	木																				
24	土	↑ 学校見学・入試説明会(25日まで)						24	火						24	木					24	木						24	金						24	金						24	金																				
25	日							25	水						25	水					25	水						25	木						25	木						25	木																				
26	月							26	木						26	土					26	土						26	日						26	日						26	日																				
27	火							27	金	補講日 専攻科授業なし					27	月					27	月						27	火						27	火						27	火																				
28	水							28	土						28	日					28	日						28	月						28	月						28	月																				
29	木	古典芸能鑑賞会(6年)(予定)						29	日						29	火					29	火						29	水						29	水						29	水																				
30	金	通年度不可(入)解消期限						30	月						30	水					30	水						30	木						30	木						30	木																				
31	土	近畿地区高専体育大会(ラグビーフットボール)						31	日						31	月					31	月						31	火						31	火						31	火																				



学生支援センター



相談内容の秘密は厳守します。気軽に、きららか相談室に来てください。

【利用案内】

① 面談方法

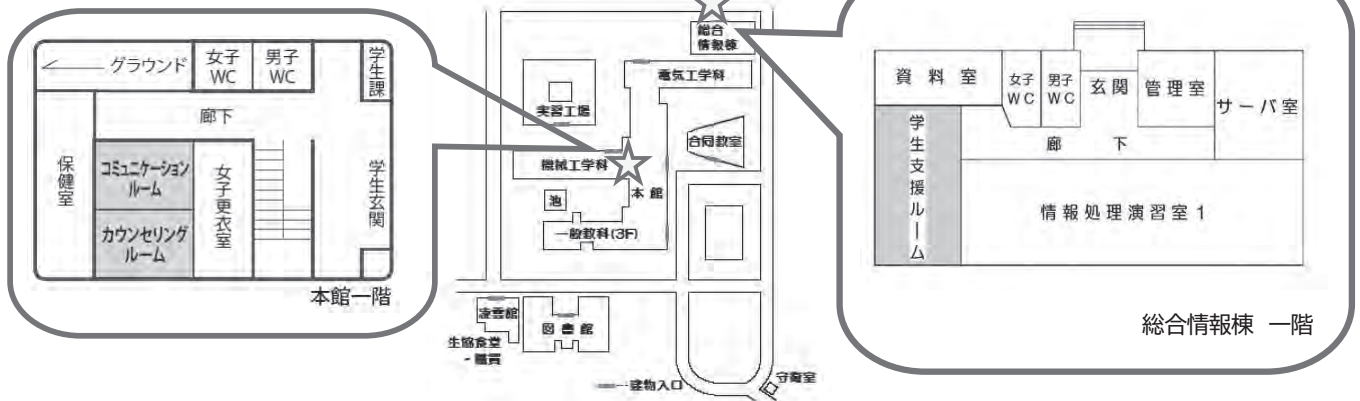
面接相談：直接、カウンセリングルームに来てください。
相談は原則として1対1ですが、御家族や友人と一緒に受けることもできます。

電話相談：学生相談員には、ダイヤルインで直接相談員に連絡ください。カウンセラー・ソーシャルワーカー・特別相談員には、保健室から取り次ぎます。
匿名でもかまいません。

電子メール：電子メールでも相談ができます ※(次頁参照)

-
-たとえば、君はこのようなことで悩んでいませんか？
 -友人・異性・恋愛関係について
 -勉強していない。勉強しなくなってしまった
 -経済上のことについて(奨学金・授業料免除など)
 -何となくゆううつで、なにもする気がしない
 -朝、だらだらとして学校に行けない
 -夜更かしして睡眠時間帯が違ってきている。夜、眠れない。
 -将来のことについて
 -心身の健康について
 -クラブ活動など課外活動について
 -学校がつまらない
 -進路変更について
 -進級・留年について
 -いじめや差別で悩んでいる
 -ハラスメントを受けている
 -特別な手助けが欲しい
-

② 相談場所



③ カウンセリングルーム 相談担当者・開室時間

*は女性相談員

曜日	担当者	アドレス	時間	相談場所
月	小松(こまつ) 愛 *	soudan@jimu.nara-k.ac.jp	15時～18時	カウンセリングルーム
	角田(すみだ) 悠至	ssworker@jimu.nara-k.ac.jp	15時～18時	学生支援ルーム
火	角田(すみだ) 悠至	ssworker@jimu.nara-k.ac.jp	11時～18時	カウンセリングルーム
水	田辺(たなべ) 雄一	spsoudan@jimu.nara-k.ac.jp	15時～18時	カウンセリングルーム
木	大西(おおにし) 紘末 *	soudan@jimu.nara-k.ac.jp	15時～18時	カウンセリングルーム
金	浅野(あさの) 浩子 *	soudan@jimu.nara-k.ac.jp	15時～18時	カウンセリングルーム

カウンセリングルームまたは保健室(0743-55-6172)で予約できます。

緊急時は可能な限り、その場で相談に応じます。

担当者が変更になる可能性がありますので、最新版はホームページでご確認ください。

2026年度の学生相談員

学生支援センター長	橋爪 進 (電子制御工学科) 0743-55-6112 hashizume@ctrl.nara-k.ac.jp	
学生支援副センター長	石水 明香 * (一般教科) 0743-55-6051 ishimizu@libe.nara-k.ac.jp	松浦 幸仁 (物質科学工学科) 0743-55-6158 matsuura@chem.nara-k.ac.jp
学生相談員	藤井 隆輔 (一般教科) 0743-55-6059 r.fujii@libe.nara-k.ac.jp	松井 真希子 * (一般教科) 0743-55-6045 mmatsui@libe.nara-k.ac.jp
	廣 和樹 (機械工学科) 0743-55-6080 hiro@mech.nara-k.ac.jp	大谷 真弘 (電気工学科) 0743-55-6099 ohtani@elec.nara-k.ac.jp
	市川 嘉裕 (情報工学科) 0743-55-6133 ichikawa@info.nara-k.ac.jp	
看護師・公認心理師	篠畑 恵子 * (保健室) 0743-55-6172 hoken@jimn.nara-k.ac.jp	

変更となる可能性がありますので、最新版は本校ホームページでご確認ください。

○電子メールで相談受付

すべての相談に即座に答えられる訳ではありませんが、相談のきっかけにしてください。

10日以内にお返事します。(毎日の返信はできません。夏季休業や冬季休業等の長期休業時にはしばらく返信できません。)

相談内容の秘密は守ります。

受け付けられないもの

- ・ 無記名のメール メールには必ず本文中に所属と氏名を明記してください。

記入してほしいこと(必須)

1. 氏名・所属学科名・学年・連絡先(自宅電話番号または携帯電話番号)

2. 相談内容(書きにくい場合は詳細ではなくてもかまいません)

- ・ 携帯電話からのメールは文字数の関係で、カウンセラーからの返信を十分に受信できない可能性があるため、パソコンを利用してください。
- ・ 添付ファイル付きのメールは受信できません。

メールでの相談は、奈良高専の学生、教職員、学生の家族およびその関係者に限定します。

相談者が奈良高専の関係者と判断できないメールには返信しません。

メールのやりとりだけでは、回答できない場合もあります。その場合、相談室に入室してもらう、しかるべき相談者を紹介する等のメールとは違った方法に対応を変更することが考えられます。そのためにも、相談者のプロフィールは必須です。

メールは相談員以外が見ることはありません。

しかし、犯罪発生や生命にかかわる事態が危惧される状況では、相談者に了解を得る努力はしますが、緊急の場合、やむなくこちらの判断で学生支援センター長等の先生と対応を検討させていただく可能性があることをご了承ください。

④ その他

- ・ 費用はかかりません。
- ・ 保護者の方もご利用いただけます。
- ・ 必要に応じて学内外の適切な機関をご紹介します。
- ・ 長期休業中など予約が必要な期間があります。

※ 奈良高専のホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.nara-k.ac.jp/life/shien/soudan/>



【学生支援ルーム ～こころの休憩室～】

「少し疲れたな。静かに過ごしたいな」という人のために、奈良高専に「学生支援ルーム」ができました。教室とは違う場所で静かに過ごしたい時や「ほっと一息つきたいな…」という時にひとりでゆっくり過ごすスペースとして利用してください。お茶を飲んだり、お昼を食べたりするスペースとしても利用することができます。予約は不要です。利用する時は、スタッフに声をかけてください。「学生支援ルーム」を学校での居場所として利用してください。

支援ルームの開室曜日と時間

【開室時間】 月曜日 15:00～18:00

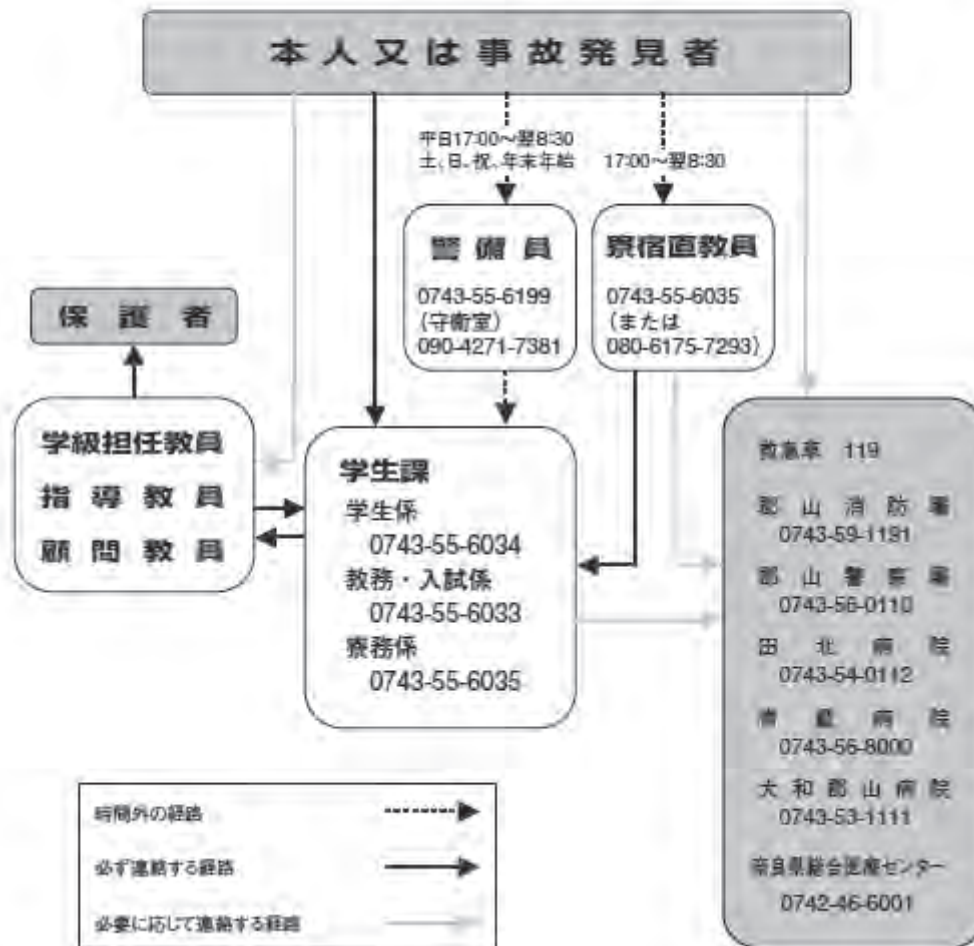
火・水・木・金曜日 8:30～17:00

【担当】 角田 悠至(カウンセラー)

大西 真一(学生課)

緊急時連絡ルート

〔学内での事故、盗難、火災等学内施設異常〕
〔学外での事故、傷病 等〕



(令和8年発行)

奈良工業高等専門学校 学生課教務・入試係

〒639-1080 奈良県大和郡山市矢田町22番地

TEL 0743(55)6033

E-mail kyoumu@jimu.nara-k.ac.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。